

# 保育園のご案内

令和8年4月版



保育園案内@品川区



LINE  
公式アカウント



窓口の順番待ち状  
況と呼出番号はこ  
ちらからご確認い  
ただけます。



窓口の予約方法と  
手続きについては  
こちらからご確認  
いただけます。



認可保育園等の申  
請に必要な書類は  
こちらからご確認  
いただけます。

保育園等（認可保育園・認定こども園・地域型保育事業）の利用申請をする場合は、  
この冊子をよくお読みいただき、内容をご理解のうえ申請してください。

品川区 子ども未来部 保育入園調整課 入園相談担当

TEL：03-5742-6725(直通)

品川区ホームページ <https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>



## 入園申請前にご確認ください（提出不要）

本ページを提出する必要はありません。  
入園申請前の最終チェックとしてご活用ください。

### 1. 提出書類「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）

申請書類に裏面が添付されているかを確認し、提出漏れがないかを「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）にて確認した。

裏面のある書類：保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書・入転園確認表・きょうだい条件確認表・就労証明書・児童調査書・心身状況報告書

→裏面に記載がない場合であっても、必ずご提出ください。

提出漏れがあった場合は、書類不備として優先順位を下げた選考します。

「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」に記載した希望園が、区内認可保育施設であり、正式名称かつ年齢対象外ではないかを「別表5 保育園の所在地」（P.68～69）にて確認した。

→以下①～④に該当する場合、希望園から除外して選考します。

①区外認可保育施設 ②年齢により申請が対象外の園 ③認可以外の施設

④系列が複数ある園で、正式名称で書かれてないため特定できない場合（※）

※系列が複数ある園は地名で分ける場合が多く、地名の記載漏れが特に多いです。

申請書等の控えを用意した（個人保管、会社・ハローワーク等へ提出予定の方）。

→保育入園調整課からの発送は対応していません。

（品川区外からの申請者の場合）以下の①～④の必須書類を用意した。

①品川区外からの申請に伴う確認表 ②保護者全員の本人確認書類

③児童の生年月日が分かる書類 ④年間給与証明書・年間収入申告書（※）

※海外で収入のあった方のみ。国外に居住し、収入が無い方も含む。

→提出がない場合は、申請を受け付けることができません。

### 2. 提出方法「●利用申請の方法」（P.19）

電子申請（マイナポータル）

申請締切日23時59分まで申請を受け付けています。

すべての申請書類の表裏をご提出ください。

郵送（簡易書留）

保育入園調整課入園相談担当あてに送付してください。

郵送は、到着までにお時間がかかるため、余裕をもってご提出ください。

簡易書留での手続き方法は、郵便局へお問い合わせください。

なお、簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

入園相談担当窓口

申請締切日前日、当日および4月入園申請の受付期間中（例年10月中旬～11月下旬頃）は、窓口が大変混雑します。不備があった場合は、必要に応じて連絡しますので電子申請（マイナポータル）や郵送（簡易書留）での提出にご協力ください。

### ★保育入園調整課入園相談担当からのお願い

書類に不備等あった場合の提出期限は、申請締切日（消印有効）までです。

書類の審査には時間がかかるため、申請締切日直前に手続きされますと書類不備等の案内ができず、入園選考にて不利になる可能性があります。余裕をもってご提出ください。

## 令和8年5月以降区内認可保育施設の申請について

令和8年5月以降の区内認可保育施設の入転園の申請については、下記の内容を必ず確認のうえ、申請してください。

### 1. 利用申請の方法

窓口混雑緩和の観点から電子申請（マイナポータル）または郵送（簡易書留）での申請をお願いします。

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

### 2. 保育園入園申請スケジュール

詳細はP.61をご確認ください。※申請締切日消印有効

### 3. 提出先

保育入園調整課入園相談担当

※園での提出・FAX・電子メールでは受け付けていません。

### 4. 注意事項

①申請締切日前日および当日は、申請書類の提出が特に多いです。

**提出書類に不備がある場合、申請締切日（消印有効）までに提出のある書類で選考します。**

締切日後の希望園の変更、きょうだい条件の変更、追加書類の提出等は一切受け付けていませんので、お早めに申請してください。なお、申請締切日（消印有効）後に到着した申請書類・追加書類等は、次回の選考からの適用となりますので、ご注意ください。

②「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）を必ず確認のうえ、書類の記載漏れや同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

**不足書類がある場合や書類の内容に不備がある場合は、申請締切日（消印有効）までに提出のある書類での選考になりますのでご了承ください。**

③入園（転園）申請は、**必要書類一式を全て揃えたうえでご提出ください。**

入園（転園）申請とは別に、**在園児童の認定変更等**の関係で、提出を予定している就労証明書等については、申請書類一式を提出する前に、予め写しをお取りになったうえで、写しを保育園にご提出ください。

④申請に必要な書類については、品川区ホームページに掲載されている最新の書式にて申請してください。

⑤品川区では3月入園申請を受け付けていません。育児休業および育児休業給付金の支給対象期間延長に関する手続きについては、勤務先またはハローワークへ確認してください。

また、**各月の保育所等利用不可通知書については、申請締切日までに申請がない場合、いかなる理由があっても発行できません。**

延長手続きに必要な入園希望月等を必ず確認したうえで、各月の申請締切日までに申請してください。

なお、申請書の写しについては、品川区から各ご家庭への送付対応をしていません。必ず申請書提出前に写しを取ってください。

## 5. 申請の有効期限

提出された申請書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「入園申請書類一式」(および就労証明書等の保育を必要とする根拠資料等)の提出が必要です。  
なお、提出された書類は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。

## 6. 出生前受付

2月および4月入園の1次利用調整のみ、出産予定での申請が可能です。2月および4月入園の1次利用調整以外は、出産予定での申請は受け付けていません。  
対象者の申請手続きについては、「●出生前申請について」(P.19)をご確認ください。

## 7. 令和9年4月の区内認可保育施設の入転園の申請について

例年、9月頃に入園申請書類等の新書式が公開され、10月中旬頃より入園申請を受け付けています。  
詳細については、令和8年10月版保育園のご案内、品川区ホームページ等でお知らせします。

**入園申請書類は下記よりご確認ください**



## 保護者の皆様へのおねがい

窓口混雑緩和の観点から電子申請(マイナポータル)または郵送(簡易書留)での申請をお願いします。

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

宛名については、下記を切り離してご利用ください。

〒140-8715

品川区広町2-1-36

品川区役所 保育入園調整課入園相談担当 行

【入園申請書類在中】

# 目次



## はじめて保育園を利用申請する方へ .....P. 7

- ① 保育園の種類
- ② 認可施設の申請時期
- ③ 申請に必要な書類・注意点
- ④ 認可施設の選考方法

## 保育園のご案内（本編） .....P.13

### I 保育園の利用を検討している方へ

- ① 小学校就学前に利用できる主な施設等について .....P.14
- ② 保育認定について .....P.15
  - 施設利用のための認定
  - 保育園等の利用申請ができる方の要件（「保育を必要とする事由」）
  - 保育の必要時間について（「保育の必要量」）
  - 保育期間
  - 認定内容の変更について
  - 短時間認定における保育時間について
- ③ 保育園等の利用申請について .....P.18
  - 保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）
  - 利用申請の方法
  - 出生前申請について
  - 申請時の注意事項
  - 児童の健康上あるいは発育・発達上で気になることがある場合
  - 令和8年4月以降の申請に必要な書類
  - マイナンバーの記載について
  - 申請後の手続き等
  - ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）
  - 育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項
- ④ 区外の保育園の申請または区外からの申請について .....P.26
  - 品川区外の認可保育園等に申請する方の手続き方法
  - 品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項
  - 品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方の手続き方法
- ⑤ 育児休業明け入園予約制度 .....P.28
- ⑥ 区立保育園の大規模改修等と民営化について .....P.30

## Ⅱ 認可保育施設の種類

- ① 幼保一体施設・認定こども園・短時間保育室……………P.31
  - 幼保一体施設
  - 幼保一体施設の保育園を希望する方へ
  - 区立認定こども園（幼児教育部門）
  - 短時間就労対応型保育（短時間保育室）
- ② 地域型保育事業……………P.34
- ③ 家庭的保育事業、小規模保育事業について……………P.34
  - 申請から利用開始まで
  - 基本開園時間
  - 保育料
  - 家庭的保育事業 一覧
  - 家庭的保育事業を利用する際の注意事項
  - 小規模保育事業 一覧
  - 連携施設について
- ④ 居宅訪問型保育事業について……………P.38
  - 申請要件
  - 対象児童
  - 利用可能日・時間
  - 保育料
  - 居宅訪問型保育事業 事業者

## Ⅲ 保育園に在園している方へ

- ① 保育園の預かり時間について……………P.39
  - 開園時間と保育時間（児童をお預かりする時間）
  - 入園当初のお預かりについて
- ② 保育料について……………P.39
- ③ 延長夜間保育について……………P.40
- ④ 在園資格について……………P.41
  - 入園後の家庭状況等の変更について
  - 在園資格の注意点
  - 保育の実施停止について
  - 退園する場合の手続き方法
  - 区外転出後も通園を希望する場合
- ⑤ 保育園での持ち物・食事等について……………P.42
  - 区立保育園での持ち物・食事等について

## Ⅳ 子育て支援事業 .....P.44

- 病児保育
- 病後児保育
- 休日保育
- 年末保育
- 一時保育
- 令和8年度空きスペース利用型年間保育事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 私立保育園等の一時預かり
- ベビーシッター一時預かり利用支援
- 子育て交流ルーム
- 子育て体験事業
- 栄養相談
- しながわっ子 子育てかんがるープラン

## Ⅴ 認可外保育施設

- ① 認証保育所について .....P.50
- ② その他の認可外保育施設について .....P.50
- ③ 保育料助成について .....P.50
  - 対象施設および助成月額
- ④ 施設等利用費の支給について .....P.50
- ⑤ ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）について .....P.51
- ⑥ 企業主導型保育事業について .....P.51
- ⑦ 品川区内認証保育所一覧 .....P.52

## Ⅵ よくあるご質問 .....P.53

- 保育園について
- 認可施設の申請について
- 認可施設の利用調整（入園選考）について
- 入園内定後について

## 参考資料 .....P.58

- 別表1 就労要件における指数認定の考え方
- 別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方
- 別表3 保育園入園申請スケジュール
- 別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）
- 別表5 保育園の所在地
- 別表6 認可保育園一覧

## Ⅶ お問い合わせ先一覧 .....P.75

# はじめて保育園を利用申請する方へ

(詳細は「保育園のご案内(本編)」をご確認ください)



保育園のご案内をご覧ください、ありがとうございます。  
このご案内では、品川区の保育園等の制度について説明しています。



## ① 保育園の種類

### 保育園ってどんな施設なの？

(⇒ P.14)

皆さんが何気なく使っている「保育園」という言葉。

実は保育園といっても、

「認可施設」とそれ以外の「認可外の施設」の大きく2つに分かれます。

職員数や施設の広さなどの国の基準を満たした施設が、「認可施設」とよばれます。

### 認可施設ってどんな種類があるの？

(⇒ P.14・31～38)

認可施設には、主に「認可保育園」や「小規模・家庭的保育事業」などがあります。

「保育園」と聞いて一般的にイメージされるのは、おそらく「認可保育園」です。

認可保育園の多くは、0歳から小学校に就学する前までのお子様を預かっています。

「認可保育園＝区立」と誤解されがちですが、実は「私立」の認可保育園もたくさんあります。

「小規模・家庭的保育事業」は、0歳児から2歳児クラスまでのお子様を預かっています。

### 認可外の施設ってどんな種類があるの？どうやって申請するのかな？

(⇒ P.14・50～52)

認可外の施設の中にも、東京都独自の基準を満たした「認証保育所」と、

その他の「認可外保育施設」があります。

どちらの施設も、それぞれ直接施設に申請が必要となります。

締切日および必要書類などは、施設によって異なります。

また、保育料も施設によって異なります。

## ② 認可施設の申請時期

### そもそも保育園っていつでも入れるの？

(⇒ P.61)

3月入園以外は毎月申請を受け付けています。

ただし、年度途中は空きが少ないため、入園者が多いのは「4月」です。

締切日および結果発表日は、

「別表3 保育園入園申請スケジュール」(P.61)をご覧ください。

### 1歳になるまで育児休業が取得できるけど、4月以外の入園が難しいなら、育児休業を切り上げて4月入園をする必要があるのかな？

4月に限らず入園が決まった場合は、育児休業を切り上げて入園月中に復職する必要があります。

ただし、育児休業を1歳になるまで取得して入園したい方のために、

品川区の独自制度として、育児休業明けに入園できるかどうか早い段階でわかる

「入園予約制度」を一部の区立保育園で実施しています。

### 入園予約制度!? 申請はいつごろするの？

(⇒ P.28～29)

申請の締切日は生まれた月の翌月最終開庁日です。

結果発表日は入園希望月のおおむね6～10ヶ月前です。

最短でも児童が1歳になるまで育児休業を取得する方が対象ですので、

「早く復職したい」「育児休業制度がない」といった方は申請ができません。

それぞれの入園希望月の枠に各園1名のみ入園可能なので、

申請者が多い場合は、一般の申請に準じて選考します。

申請をすれば必ず入れるというわけではありません。

### ここでも選考があるんだね。

### 入園予約制度で入れなければ、一般の入園申請はできるの？

入園予約制度で入れなかった場合でも、一般の入園申請をすることができます。

入園予約の申請後、結果発表を待たずに一般の入園申請をすることも可能です。

ただし、先に結果が発表される申請で内定が出た場合は、

自動的にもう一方の申請は取下げとなります。

### ③ 申請に必要な書類・注意点

#### 保育園の一般の入園申請に必要な書類は？

(⇒ P.22～23)

- ・保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書 (必須)
- ・入転園確認表 (必須)
- ・重要事項説明書 ※提出は不要ですが、申請前に必ず確認してください
- ・きょうだい入園 (転園) 条件確認表 (複数の児童を申請する場合のみ)
- ・就労証明書 (雇用されている・内定が出ている場合)  
※親族の経営する会社に勤務する場合も含む
- ・就労証明書および就労を証明する書類 (自営業・経営者・役員等)

上記は一例です。詳細は「● 令和8年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23)をご確認ください。  
また、右のサイトからもご確認いただけます。



必要書類はいろいろあるし、記載事項もいろいろあるから、  
締切日より余裕をもって提出したほうがよさそうだね!!

提出書類に不備がある場合は、申請締切日までに提出のある書類で選考します。(4月入園一次選考を除く)  
特に4月入園申請受付開始日から申請締切日までは、窓口が大変混雑し、2時間以上お待ちいただく場合があります。

ゆとりをもってご提出いただくようお願いします。

#### どこの保育園を選べばよいのかな？近いところがいいんだけど……

(⇒ P.68～73)

認可保育園の一覧および地図については、

「別表5 保育園の所在地」(P.68～69)・「別表6 認可保育園一覧」(P.70～73)をご確認ください。  
それぞれの施設を見学する際には、直接施設に連絡し、日程を調整してください。

## ④ 認可施設の選考方法

### 申請すれば必ず入れるのかな？

(⇒ P.62～66)

定員を上回る申請がある場合は、必ずしも入れるとは限りません。

保護者や世帯の状況をもとに優先順位をつけて、入園者を決めています。

選考基準は「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」(P.62～66)をご覧ください。

### 基本指数と調整指数の2つが書いてあるけど、どういう意味？

まず【基本指数】を、父母それぞれの状況にあてはまるものを1つずつつけます。

続いて、【調整指数】であてはまるものがあれば加点または減点します。

調整指数は、1つもあてはまらない場合も、複数あてはまる場合もあります。

《例》

#### 【基本指数】

父：月20日勤務／週40時間就労 ⇒ 「20」

母：月20日勤務／週30時間就労 ⇒ 「18」

基本指数：「20」＋「18」 ⇒ 「38」

#### 【調整指数】

認証保育所に児童を預けながら就労している場合 ⇒ 「2」

会社命令により単身赴任をしている場合 ⇒ 「1」

調整指数：「2」＋「1」 ⇒ 「3」

#### 【合計指数】

基本指数「38」＋調整指数「3」 ⇒ 「41」

### なるほど！でも、たくさんの人が申請するなら、41点の人もいっぱいいるんじゃないかな？ そうだったらどうやって優先順位をつけるの？

その場合は、まずは基本指数が高い人を優先しています。

同じ41点でも、基本指数が40点で調整指数が1点の世帯は、

基本指数が38点で調整指数が3点の世帯より、優先順位が高くなります。

基本指数が同一の場合は、保護者の住民税額の合計額が低い世帯を優先しています。

住民税額は100円単位までみています。

なお、標準時間認定か短時間認定かについては、入園選考における優先順位に影響はありません。

詳細については、「●保育期間」(P.16)をご覧ください。

memo



## 保育園のご案内（本編）



# I

## 保育園の利用を検討している方へ

### 1 小学校就学前に利用できる主な施設等について

施設区分		クラス	申請先	保育料	開園時間
認可 施設	認可保育園 認定こども園（保育部門） ※国の設置基準を 満たした保育施設	区立 区立 0～5歳児 (例外有) 民営 私立	区	無償（P.39参照）	午前7時30分 ～午後6時30分 (全施設で延長保育、一部施設で 早朝・夜間保育も実施)
	小規模保育事業 ※定員6～19名の小規模な 環境で保育する	0～2歳児			午前7時30分 ～午後6時30分 (一部施設で延長保育実施)
	家庭的保育事業 ※定員3～5名で家庭的な 雰囲気の中で保育する				午前8時～午後6時
	事業所内保育事業 ※事業所の保育施設で、従業員 の子どもと地域の子ども を保育する (品川区では現在は実施し ていません)	施設ごとに 異なる			施設ごとに異なる
	居宅訪問型保育事業 ※障害・疾病等で個別のケア が必要な際に、自宅にて1 対1で保育する				午前8時～午後6時のうち 最長8時間
認可 以外の 施設	認証保育所 ※認可外保育施設のうち、 東京都の設置基準を満たした 保育施設	施設ごとに 異なる	施設	施設ごとに異なる (助成金制度有)	施設ごとに異なる
	その他の認可外保育施設			施設ごとに異なる (一部施設は助成金 制度有)	

※上記は保育施設です。幼稚園や認定こども園（幼児教育部門）等の教育施設に関しては、区のホームページや冊子「品川区立幼稚園案内」、冊子「品川区立認定こども園案内」等をご確認ください。  
なお、幼保一体施設や区立認定こども園の概要は、P.31～32をご確認ください。

#### 保育園の年齢（クラス）についての考え方

★保育園は、4月1日現在の児童の年齢によって、その年度のクラスが決まります。

例えば、1歳になった時点で1歳児クラスに進級するわけではなく、**1歳になった次の4月から1歳児クラス**となります。

例) 令和7年6月10日生まれの場合、令和8年6月10日に1歳になりますが、  
令和9年4月1日から1歳児クラスとなります。

★品川区には1歳児クラスからの保育園がいくつかありますので、  
**保育園を選ぶ際は、十分ご注意ください。**

## 2 保育認定について

### ●施設利用のための認定

小学校就学前の施設等を利用する場合には、品川区から利用のための認定を受ける必要があります。認定の種類は、主に利用希望施設・事業と年齢によって区分されます。

利用希望施設・事業	要件	認定	年齢	区分
幼稚園（※1） 認定こども園（幼児教育部門）	幼稚園等を利用希望する場合	教育標準時間	満3歳以上	1号認定
保育園 認定こども園（保育園部門） 地域型保育事業（※2）	保育を必要とする事由に該当し、保育園等を利用希望する場合	保育標準時間	満3歳以上	2号認定
		保育短時間	満3歳未満	3号認定

※1：子ども・子育て支援新制度へ移行した私立幼稚園を利用する場合は、1号認定が必要です。（最新の移行状況については、区ホームページを参照）

※2：品川区の地域型保育事業のうち、「家庭的保育事業・小規模保育事業」は、2歳児クラス（3歳になった年度末）までが利用可能です。（P.34～37参照）

#### ◇認定の有効期間について

教育標準時間認定（1号認定）の有効期間は3年間（小学校就学前まで）を基本とします。

保育認定の有効期間は3年間（満3歳以上は2号認定、満3歳未満は3号認定）を基本としつつ、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。

すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり、3号認定から2号認定になる際は、再度認定申請が必要です（認可施設の入園申請を継続している方、在園中の方については再申請不要）。

### ●保育園等の利用申請ができる方の要件（「保育を必要とする事由」）

保育園等に利用申請ができるのは、保護者が次のいずれかの、児童の「保育を必要とする事由」に該当する場合です（児童に集団生活を体験させたいという理由での申請はできません）。

また、児童の出生前に申請はできません（2月および4月1次入園申請を除く）。

①就労……………月12日以上かつ1日あたり4時間以上の就労を目安として常態とすること

②妊娠・出産……………妊娠中または出産後（入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合）

③疾病・障害……………疾病もしくは負傷、または精神や身体に障害があること

④介護・看護・付添……………親族（申請児童の祖父母や兄弟姉妹等）を介護または看護していること

⑤災害復旧……………災害の復旧にあたっていること

⑥求職活動……………継続的に求職活動（起業準備を含む）をしていること

⑦就学……………学校教育法に規定された学校等に通学、または公共の職業訓練校での職業訓練等を受けていること

⑧その他……………児童虐待の恐れがある、または配偶者からの暴力により保育が困難であること（公的機関にご相談している方）

### ●保育の必要時間について（「保育の必要量」）

保育認定にあたっては、保育を必要とする事由または世帯状況等により、保育の必要時間（保育の必要量）を「**保育標準時間**」（1日8時間超）と「**保育短時間**」（1日8時間以内）の2つの区分で認定します。区分により、保育園の利用時間等が異なります。

保育の必要量は、保育の必要時間を、便宜的に8時間を目安として区分けしたものであり、**実際の保育時間は、各家庭の保育を必要とする事由または世帯状況等により、個別に決定します。**

《例》就労の場合は、「勤務時間+通勤時間」が、基本の保育時間です。

※「保育を必要とする事由」および「保育の必要量」は、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上の保育認定を希望する場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる内容で認定できません。

### ●保育期間

**保育を必要とする事由に応じて、保育の必要量（必要時間）と保育認定の有効期間（保育期間）が決まります。** 保育期間は、最長で小学校就学前（6歳になった年度末）までです。ただし、年齢制限のある保育園はその年齢になった年度末まで、地域型保育事業は2歳児クラスまでです。（連携施設についてはP.37を参照してください。）

保育を必要とする事由	保育の必要量（必要時間）	保育認定の有効期間（保育期間）
就労※1 就学/介護・看護・付添	標準時間もしくは短時間	小学校就学までの間、左記の事由により保育を必要とする期間
疾病・障害		出産(予定)月を挟んで、前後2ヶ月間(計5ヶ月間)
妊娠・出産		
災害復旧		災害の復旧活動に従事する期間
児童虐待・DV	短時間	左記の事由により保育が困難と認められる期間
求職活動		利用希望月から2ヶ月間
育児休業※2		左記の事由により保育を必要とする期間

※1 一日6時間未満の就労の場合は、原則短時間です。

※2 育児休業については、すでに認可保育園・地域型保育事業等に在園している場合のみ対象です。育児休業を事由として新規の認定および入園申請はできません（入園月に復職が必要です）。

### ●認定内容の変更について

認定申請した後に、認定内容（保護者氏名、保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等）が変更になった場合、認定の変更申請が必要です。

申請には、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」が必要です。（「●申請後の手続き等（P.25）」を確認してください。）変更する月の申請締切日までに、保育入園調整課入園相談担当へ届出をしてください。（短時間認定から標準時間認定への変更等、利用調整基準（選考基準）に影響を与えない変更は前月20日までに申請してください。）

### ●短時間認定における保育時間について

**短時間認定の児童の保育時間は、保育園によって異なります。** 希望園をご検討の際には、次ページの表を確認のうえ、利用申請してください。

①短時間認定の児童について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に  
応じて保育時間を設定できる保育園

……8時間を超えた預かり時間に対して別途、延長保育料が発生します。

②短時間認定の児童について、保育時間が固定されている保育園

……保育園で決められた預かり時間を超えた分について、別途、時間内延長保育料が発生します。

※午前7時30分までの早朝保育、および午後6時30分以降の延長夜間保育は利用できませんのでご注意ください。

※対象園は変更する場合があります。最新の情報は直接施設にお問い合わせください。

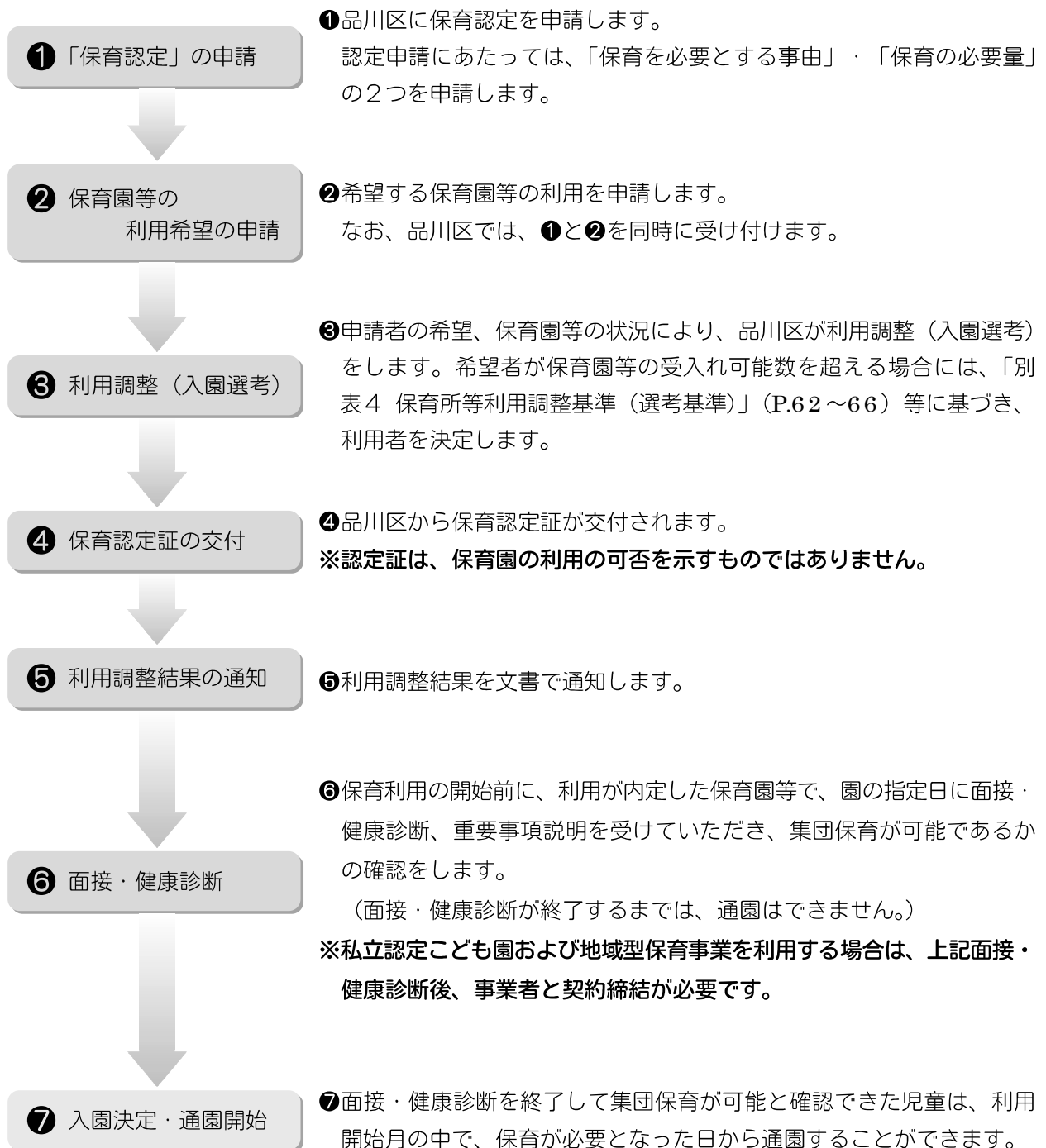
短時間認定枠の保育時間		対 象 園
①短時間認定の児童について、午前7時30分から午後6時30分までの間で保護者の就労等の時間に応じた預かり時間を設定できる保育園		(区立園) 全園 (私立園) 下記固定園以外
②短時間認定の児童について、 保育時間が固定されている保育園	午前8時 ～午後4時	(私立園)・ソラスト(えばら・おおいまち・なかのぶ・ひがしお おい・ふどうまえ・むさしこやま) ・さくらさくみらい(北品川・御殿山・品川シーサイ ド・東大井・東品川・武蔵小山) ・ポピンスナーサリースクール(勝島・上大崎・ 西五反田・目黒)
	午前8時30分 ～午後4時30分	(私立園)・ウィズブック保育園(荏原・天王洲・西五反田・ 武蔵小山・武蔵小山パルズ) ・Gakkenこどもえん ・クオリスキッズ(大井町・大井町第2) ・くりのき保育園 ・グローバルキッズ(荏原町・大崎園・立会川園・ 戸越園・中延園・西大井園) ・しなおおコスモ ・品川大和 ・空のはねこども園 はたのだい ・チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)※ ・どんぐり保育園 ・なぎさ通り保育園 ・にじいろ保育園(大崎・勝島・南大井) ・認定こども園 こっこる ・ふどうまえ ・ベネッセ大崎広小路 ・みずなら保育園 ・ルーチェ保育園 南品川 (小規模保育事業) ・ウィズブック保育園大森海岸 ・しいのみ保育園
	午前9時 ～午後5時	(私立園)・アイ ・AIAI NURSERY 大崎 ・アスク南大井 ・アソシエ(旗の台・東大井公園) ・大崎こわ保育園 ・キッズタウンにしおおい ・キッズラボ中延園 ・こどもヶ丘保育園小山園 ・太陽の子(西五反田・南品川) ・たんぼぼ保育所東大井園 ・チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)※ ・ニチイキッズむさしこやま保育園 ・はぐはぐキッズ(こども園中延・二葉) ・ほっぺるランド大井町 ・ほっぺるランド東品川 ・まなびの森保育園品川シーサイド ・みらいく(旗の台園・東大井園・東品川園) ・モニカ荏原中延園 (小規模保育事業) ・こどもヶ丘保育園大井町園 ・はぐはぐキッズ(荏原町・西大井)

※ チャイルドマインダー(小山台東・平塚荏原)の預かり時間については直接施設にお問い合わせください。

### 3 保育園等の利用申請について

#### ●保育園等の利用の流れ（2号、3号認定）

認可保育園、地域型保育事業、認定こども園（保育園部門）を利用する場合は、以下のとおりです。申請にあたっては、原則として品川区に住民登録があることが必要です。区外から申請される場合は、「●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項」（P.26）を確認してください。※認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に申請してください。



## ●利用申請の方法

利用申請は、下記で受け付けています（FAX・メール不可）。

各月の申請締切日等については「別表3 保育園入園申請スケジュール（P.61）」を確認してください。申請締切日に間に合うように申請してください。欠員状況等に応じて、利用調整（入園選考）をします。提出された申請書は、申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度の2月入園の利用調整まで有効です。翌年度4月入園を希望する場合は、改めて「入園申請書類一式」（および就労証明書等の保育を必要とする根拠資料等）の提出が必要です。なお、提出された書類は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。

不足書類がある場合または書類の内容に不備がある場合は、申請締切日までに提出のある書類で選考いたしますのでご了承ください（4月1次選考を除く）。

### (1) 電子申請（マイナポータル）

申請するには、マイナンバーカードとスマートフォン（一部機種のみ）またはパソコン（ICカードリーダー）が必要です。

※「●令和8年4月以降の申請に必要な書類（P.22～23）」を必ず確認のうえ、書類の記載漏れおよび添付漏れがないよう申請書類を準備してください。そのほか、利用方法については、マイナポータルまたは品川区ホームページをご確認ください。

### (2) 郵送（簡易書留）

保育入園調整課入園相談担当あてに申請書類を送付してください。

郵送は、到着までにお時間がかかるため、余裕をもってご提出ください。簡易書留での手続き方法は、郵便局へお問い合わせください。

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

「●令和8年4月以降の申請に必要な書類（P.22～23）」を必ず確認のうえ、書類の記載漏れおよび同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

### (3) 区役所の保育入園調整課入園相談担当窓口

## ●出生前申請について

2月および4月入園の1次利用調整のみ、出産予定での申請が可能です。2月および4月入園の1次利用調整以外は、出産予定での申請は受け付けておりません。

### (1) 対象者

#### ① 2月入園

分娩予定日が令和8年10月29日以降の児童

※分娩予定日が10月28日以前でも、実際の誕生日が10月29日以降の場合は出生前申請ができません。

※誕生日が12月7日以降になった場合は、出生前申請をしても2月入園の利用調整の対象にはなりません。

#### ② 4月入園

分娩予定日が令和8年11月7日以降の児童

※分娩予定日が11月6日以前でも、実際の誕生日が11月7日以降の場合は出生前申請ができません。

※誕生日が2月4日以降になった場合は、出生前申請をしても4月入園の利用調整の対象にはなりません。

### (2) 出生前の手続き

「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）の書類に加え、「親子健康手帳（母子健康手帳）の写し（表紙、分娩予定日記入のページ）」「出生前の保育所等利用申請に係る同意書」を申請締切日までに提出してください。各入園月の申請締切日は、「別表3 保育園入園申請スケジュール」（P.61）をご確認ください。

※申請書の児童氏名には「名字+出生前」と記載し、生年月日には「分娩予定日」を記載してください。

### (3) 出生後の手続き

出生後14日以内に「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）」をご提出ください。

※出生後14日以内に上記の手続きをしなかった場合は、利用調整の対象にはなりません。

※内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、入園できない場合があります。

## ●申請時の注意事項

### (1) 希望園の選び方について

保育の利用調整（入園選考）では「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.62～66）に基づき、基本指数と調整指数を合算し、合計指数の高い方から順に保育利用の内定者を決定します。

複数園で入園内定者になりうる場合には、最上位の希望園で入園内定とします。上位の希望園が下位の希望園よりも内定しやすくなることはありません。**希望園は第8希望まで**記載することができます。通園可能な範囲内で**利用希望順**に記載してください。

### (2) 転園申請について

**品川区内認可保育園等から転園内定した後は、いかなる場合も転園を辞退して現在在園している品川区内認可保育園等に残ることはできません。**転園申請後に転園の意思がなくなった場合は、速やかに**各月の申請締切日までに**、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」にて申請を取り下げてください。

### (3) 保育利用の内定後に辞退する場合

内定後速やかに「入園辞退届」を、電子申請（マイナポータル）または郵送で提出してください。「入園辞退届」が利用開始月以降に提出された場合は、**登園の有無に関わらず、在籍扱いになりません。**

### (4) 出産予定のある方へ

就労要件等で申請した方でも、第2子以降の出産予定があり、入園月が出産（予定）月を挟んだ前後2ヶ月間（計5ヶ月間）に該当する場合は、原則として出産要件で審査します。

ただし、入園月に就労する場合は、就労要件で審査します。

出産要件が終了した場合、申請要件の変更手続きまたは申請取下げ手続きが必要です。

### (5) 育児休業中に申請をする方へ

- ・保護者が育児休業を取得している期間を利用希望月として、保育園等の入園申請はできません。育児休業を取得中の方は、復職する月から入園可能です。**復職せずに保育の利用を開始することはできません（慣らし保育を除く）。**

- ・入園可能となった際に以下の条件を全て満たさない場合は、審査の公平性を鑑み、保育の利用（内定）を取り消します。

①入園月中に復職かつ復職日以降に保育園の利用をすること（慣らし保育期間は対象外）。

②必ず育児休業を取得している会社に復職すること。

**※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。**

- ・現在育児休業要件にてお預かりしている品川区内認可保育園の在園児童が転園申請する場合は、転園希望月に復職予定がない場合でも特例として転園申請をすることができます。ただし、基本指数は「就労」ではなく、「妊娠・出産」を適用します。

※「品川区内認可保育園」には品川区内の幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園、地域型保育事業を含みます。ただし、年齢上限のある品川区内の認可保育園や地域型保育事業を卒園する場合の4月の入園選考については、適用対象外です。

- ・育児休業の延長も許容できる方については、入園申請書類一式の中の「入転園確認表」にて育児休業の延長を許容できる旨を申告してください。この場合、入園選考における優先順位は、一番低いものとして取り扱います。

※育児休業または育児休業給付金の延長手続きについては、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。また、**各月の保育所等利用不可通知書については、締切日までに申請がない場合、いかなる理由があっても発行することができません。**延長に必要な入園希望月等を必ず確認したうえで申請締切日までに申請してください。

(6) 幼保一体施設を希望する方へ

幼保一体施設を希望する方は、P.31～32をよく確認のうえ、申請してください。

(7) その他

- ・提出した書類と事実に相違があった場合には、保育の利用（内定）を取り消します。申請後や内定後に状況が変わった場合は、至急保育入園調整課入園相談担当へご連絡ください。
- ・一度提出した申請書類は返却しません。必要な方は、あらかじめ写しをお取りください。
- ・申請児童および兄弟姉妹に未払いの保育料がある場合は、必ずお支払いを済ませてください。お支払いが確認できない場合は、調整指数において減点対象となります。
- ・区外へ転出した場合、申請は失効になります。

**●児童の健康上あるいは発育・発達上で気になることがある場合**

保育園等の利用を希望する心身に障害のある児童や、心身の発育・発達状況から配慮を要する児童（早産児を含む）、医療的ケアが必要な児童について、発育・発達に考慮しながら集団でのよりよい保育を行うために、特別支援保育審査会（以後、審査会）を実施します。

児童を集団でお預かりするうえでの配慮および集団保育の可否等について、書面または面接にて審査をし、集団保育が可能と判断された児童は、利用調整（入園選考）をします。

利用申請にあたり、「心身状況報告書」（主治医作成）および「児童調査書」（保護者作成）等の提出が必要です。

**※医療的ケア児について**

**利用を希望する方は、必ず事前にご連絡ください。**

区立保育園で対応できる医療的ケアは、下記のとおりです。

- ・たん吸引
- ・経管栄養
- ・血糖値測定、インシュリン注射、インシュリンポンプの与薬操作
- ・導尿
- ・在宅酸素療法
- ・ネブライザー、ネブライザーによる与薬
- ・午睡中のみ使用する人工呼吸器
- ・人工肛門

その他の医療的ケアについては、別途ご相談ください。

私立保育園はどうかいとう保育園（南品川1-2-11）での受入れが可能です。（令和8年4月1日現在）

詳細は品川区ホームページより、「**児童の健康上あるいは発達上で気になることがある場合**」の「**医療的ケア児の保育園入園に関するガイドライン**」をご覧ください。

その他ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

※事前に現在の児童の状況について聞き取る場合があります。締切日より余裕をもって申請してください。

※家庭的保育事業、小規模保育事業については、運営上、特別支援児童の保育ができない場合があるため、希望する際はご注意ください。

※申請の際に疾病・障害に関する申告がなく、入園内定後に園との面談等で疾病・障害が確認された場合は、内定取消または保留となる場合もあります。



品川区ホームページ

●令和8年4月以降の申請に必要な書類（育児休業明け入園予約制度についてはP.28～29をご確認ください）

下記1～8を最後まで必ずご確認ください、あてはまるものについては全ての書類を各月の申請締切日まで  
 選考基準についてP.62～66を必ず確認のうえで申請してください。申請締切日までにご提出のある書類に  
 出いただく場合があります。また、保育を必要とする事由が災害・児童虐待・DV等を理由とする場合には、

確認項目	提出書類	
<b>1. 必須書類</b>		
品川区内の認可保育施設に入転園申請をする方	入園申請書類一式（品川区所定様式） ・保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書 ・入転園確認表 ・きょうだい入園（転園）条件確認表（複数の児童を申請する場合のみ）	
<b>2. 基本指数に関する書類（保育を必要とする状況を証明する書類）・・・保護者どちらも必要</b>		
該当するもののみ	常勤・パート・内職等で働いている場合 （内定している場合・親族の経営する会社に勤務する場合も含む）	就労証明書（品川区所定様式）
	自営業・経営者・役員等の場合	就労証明書（品川区所定様式）＋就労を証明する書類 （前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの）
	妊娠中または出産後の場合	親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記載のページ）
	疾病または心身に障害がある場合	①保育状況意見書（品川区所定様式） ②障害者手帳等の写し（お持ちの方のみ）
	疾病または心身に障害がある親族を、看護・介護している場合	①介護状況申告書（品川区所定様式） ②根拠書類（診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被 保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写し）
大学または職業訓練校等に通学している場合	就学（予定）状況証明書（品川区所定様式）	
<b>3. 調整指数に関する書類・・・該当する方のみ</b>		
認証保育所または認可外保育施設等（都道府県に届出がある施設）、連携施設未設定の地域型保育事業に通っている場合	受託証明書（品川区所定様式） ※預け先にて証明が必要です。	
(1) 児童の心身に障害、疾病等がある場合 (2) 児童の健康上気になることがあり、病院に通っている場合（早産児を含む）（P.21参照） (3) 児童の発達上気になることがあり、病院または療育施設に通っている場合	①主治医作成：心身状況報告書（品川区所定様式） ②保護者作成：児童調査書（品川区所定様式） ③障害者手帳・発達検査結果等の写し（お持ちの方のみ）	
保育士等として保育園等に在籍している場合	保育士等優先入園に関する誓約書（品川区所定様式）	
保護者が障害者手帳を保持している場合	障害者手帳の写し	
保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合	特定医療費（指定難病）受給者証の写し	
<b>4. 階層算定に関する書類（住民税額を証明する書類）・・・該当する方のみ</b>		
令和6年または令和7年中に海外収入がある場合 （国外に居住し、収入がない方を含む）	年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式） <b>※下記のとおり入園希望月に応じて、該当する年の海外収入をご提出ください。</b> ① 令和8年5月～8月の利用月に入園申請する方 →令和6年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ② 令和8年9月～令和9年4月の利用月に入園申請する方 →令和7年中の年間給与証明書・年間収入申告書	
ひとり親世帯	離婚受理証明書、児童扶養手当受給証明書、戸籍謄本等、ひとり親であることを証明する書類	
ひとり親に準ずる世帯	事件係属証明書、離婚調停中であることを証明する弁護士からの証明書等	
<b>5. 区外からの申請に関する書類・・・該当する方のみ</b>		
品川区外から申請する方	①品川区外からの申請に伴う確認表（品川区所定様式） ②保護者の本人確認書類 ③申請児童の生年月日が確認できる書類	
<b>6. マイナンバーに関する書類</b>		
(1) 郵送（簡易書留）で申請する方 (2) 窓口で申請する方	①個人番号確認書類 ②本人確認書類	
<b>7. 出生前申請に関する書類・・・2月および4月入園の1次利用調整で申請する方のみ</b>		
(1) 2月入園にて申請をする方 (2) 4月入園にて申請をする方	①親子健康手帳（母子健康手帳）の写し （表紙、分娩予定日記入のページ） ②出生前の保育所等利用申請に係る同意書（品川区所定様式）	
<b>8. その他に関する書類・・・該当する方のみ</b>		
外国籍で大使館勤務の方	①大使館発行の証明書（家族全員の住所、生年月日記載のもの） ②年間給与証明書・年間収入申告書（品川区所定様式）	
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書	

にご提出ください。なお、提出書類をもとに品川区保育所等の利用調整基準により利用調整をします。て保育認定・利用調整（入園選考）をしますので、ご了承ください。必要に応じて、下記以外の書類をご提別途、お問い合わせください。

備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内で2人以上の児童を申請する場合でも1枚に記載し、申請する児童にチェックをつけてください。</li> <li>・申請書には、マイナンバーの記載が必要です。詳細はP.24をご確認ください。</li> <li>・重要事項説明書については提出不要ですが、申請前に必ずご確認ください。</li> </ul>
<p>勤務先より証明を受けた就労証明書の記載事項について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。転職予定の場合は、現在の勤務先だけでなく、転職先の就労証明書も提出が必要です。</p> <p>記載例をもとにご記載頂いた内容について、申請前に必ずご確認ください。記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。転職予定の場合は、現在の勤務先だけでなく、転職先の就労証明書も提出が必要です。</p>
<p>入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に必要です。</p>
<p>記載事項について、申請前に必ずご確認ください。 記載漏れまたは誤り等があった場合、利用調整上不利になります。</p>
<p>調整指数番号8の適用条件は、下記の2点です。 ①預かり時間が<b>月48時間以上</b>であること。（入園希望月の前月までに預ける予定を含む） ②就労要件にて申請する場合は、<b>入園希望月の前月</b>までに就労していること。（入園希望月の前月までに就労する予定を含む）</p>
<p>心身状況報告書について、定期的に通っている主治医がない場合は、保育・教育担当（特別支援）にご相談ください。</p>
—
—
—
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。</li> <li>・住民税未申告または税資料（年間給与証明書・年間収入申告書等）の提出がなく税額の確認ができない場合は、区市町村民税所得割額1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層算定になります。</li> <li>・国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分の申告をお願いします。</li> </ul> <p>※令和8年5月～8月の利用月を申請し、令和8年9月以降も申請継続される方で令和7年中に海外収入がある場合は、令和7年中の年間給与証明書・年間収入申告書の提出が必要です。（国外に居住し、収入がない方を含む）</p>
<p>状況に応じて追加書類の提出を依頼する場合があります。</p>
<p>離婚調停中、協議中等である場合ご提出ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区外からの申請については、P.26～27を必ずご確認ください。</li> <li>・左記②③については、P.24を必ずご確認ください。</li> </ul>
<p><b>（1）郵送（簡易書留）で申請する場合は、保護者および申請児童分の左記提出書類の写しを同封ください。</b> <b>（2）窓口で申請する場合は、来庁された方の左記提出書類をご提示ください。</b> 詳細はP.24を必ずご確認ください。</p>
<p>（1）2月入園は分娩予定日が令和8年10月28日以前でも、実際の誕生日が10月29日以降の場合は出生前申請ができます。誕生日が12月7日以降になった場合は、出生前申請をしても2月入園の利用調整の対象にはなりません。</p> <p>（2）4月入園は分娩予定日が令和8年11月6日以前でも、実際の誕生日が11月7日以降の場合は出生前申請ができます。誕生日が2月4日以降になった場合は、出生前申請をしても4月入園の利用調整の対象にはなりません。</p> <p>（3）出生後14日以内に保育認定申請書兼保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）をご提出ください。</p>
<p>①について、勤務している方以外の家族の住所、生年月日の記載が難しい場合、家族分のパスポート等の写しを追加でご提出ください。</p> <p>②について、保護者ともにご提出ください。</p>
—

## ●マイナンバーの記載について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、保育園等の入園を希望する方は、入園申請書類一式の中の「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」に個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記載してください。ただし、災害、児童虐待、DV等の理由で同居されていない場合は記載不要です。）申請書を提出の際は、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、以下の内容を確認のうえ、必要書類をご準備ください。

### 区役所窓口に提出の場合

窓口に来庁した場合、「個人番号確認」と「本人確認」をします。次表の必要書類をお持ちください。

※代理者が提出する場合は、申請者本人からの委任状の提出と①代理者の本人確認書類、②申請者の個人番号確認書類の提示が必要です。

### 郵送（簡易書留）提出の場合

保護者と申請児童の個人番号確認書類の写しと申請書内「代表者署名」欄に記載した保護者の本人確認書類の写しを、他の申請書と合わせてご提出ください。

必要書類	説明		
(1) 個人番号確認書類 (正しい番号であることの確認)	◎個人番号が記載されたものをご準備ください。 ・マイナンバーカード ・住民票の写し ・個人番号通知カード		
(2) 本人確認書類 (番号の正しい持ち主であることの確認)	◎以下のうち (A) または (B) のいずれかの書類をご準備ください。  <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     (A) 【顔写真付きの本人確認書類 1点】                      ・マイナンバーカード                      ・運転免許証（運転経歴証明書）                      ・旅券（パスポート） ・在留カード                      ・療育手帳 ・身体障害者手帳                      ・精神障害者保健福祉手帳                      ・特別永住者証明書                      など                 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     (B) 【顔写真なしの本人確認書類 2点】                      ・住民票の写し                      ・健康保険の資格確認書                      （「資格情報のお知らせ」ではありません）                      ・年金手帳                      ・印鑑登録証明書                      ・児童扶養手当証書                      ・社員証、学生証 など                 </td> </tr> </table>	(A) 【顔写真付きの本人確認書類 1点】 ・マイナンバーカード ・運転免許証（運転経歴証明書） ・旅券（パスポート） ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 など	(B) 【顔写真なしの本人確認書類 2点】 ・住民票の写し ・健康保険の資格確認書 （「資格情報のお知らせ」ではありません） ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 ・社員証、学生証 など
(A) 【顔写真付きの本人確認書類 1点】 ・マイナンバーカード ・運転免許証（運転経歴証明書） ・旅券（パスポート） ・在留カード ・療育手帳 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別永住者証明書 など	(B) 【顔写真なしの本人確認書類 2点】 ・住民票の写し ・健康保険の資格確認書 （「資格情報のお知らせ」ではありません） ・年金手帳 ・印鑑登録証明書 ・児童扶養手当証書 ・社員証、学生証 など		

※原則、申請書にはマイナンバーの記載が必要ですが、未記載であっても受け付けます。

※申請書にマイナンバーが未記入の場合は、区でマイナンバーを確認したうえで、法令で定める範囲内で使用する場合があります。

※住民票の写しを提出する際は1通のみでかまいません。

※健康保険の資格確認書は記号・番号・QRコード（QRコードがある場合）をマスキングして写しをとってください。

### ●申請後の手続き等

(1) 利用申請後、下記の変更があった場合は、必ず期日までに保育入園調整課入園相談担当へ必要書類をご提出ください。

変 更 内 容	提 出 書 類 (すべて品川区様式)
①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）を変更したいとき	【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
②利用申請を取り下げたいとき	
③希望利用園・利用希望月を変更したいとき	
④住所・電話番号を変更したとき	
⑤家族構成を変更したとき	保育入園調整課入園相談担当へご連絡ください
⑥保護者の仕事を変更したとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②就労証明書 ③就労を証明する書類（前年分の確定申告書の写し等の就労実態が確認できるもの） ※③は自営業、経営者、役員等の場合のみ
⑦児童が認可外保育施設等（認証保育所を含む）に通い始めたとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②受託証明書
⑧育児休業から復職したとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②復職証明書
⑨兄弟姉妹の入園条件を変更したいとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②きょうだい入園（転園）条件確認表
⑩住民税申告済の方が修正申告したとき 住民税未申告の方が申告したとき	①【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書 ②住民税申告受領書または課税（非課税）証明書

(2) 利用調整の結果、保育園等を利用できない方に対しては、利用希望した最初の月のみ結果を文書で通知します。それ以降については、結果の連絡はしません。  
（申請は申請取下げの希望がない限り、原則として当該年度2月入園の利用調整まで有効です。翌年度4月の入園を希望する場合は、改めて「入園申請書類一式」（および就労証明書等の保育を必要とする根拠資料等）の提出が必要です。）

### ●ホームページからダウンロードできる必要書類（品川区所定様式）

品川区のホームページから、下記の書類をダウンロードできます。

- ・入園申請書類一式
- ・【記載例】入園申請書類一式
- ・就労証明書
- ・【記載例】就労証明書
- ・【記載要領】就労証明書
- ・介護状況申告書
- ・保育状況意見書
- ・就学（予定）状況証明書
- ・復職証明書
- ・【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書
- ・きょうだい入園（転園）条件確認表
- ・【記載例】きょうだい入園（転園）条件確認表
- ・児童調査書
- ・心身状況報告書
- ・年間給与証明書・年間収入申告書
- ・受託証明書
- ・保育士等優先入園に関する誓約書
- ・品川区外からの申請に伴う確認表
- ・保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（転入に伴う申請書）
- ・出生前の保育所等利用申請に係る同意書
- ・保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（出生に伴う申請書）
- ・委任状
- ・入園辞退届



令和9年2月までの入園申請書類はこちら

※必要書類は「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）をご確認ください。

**●育児短時間勤務等を利用している方（取得予定の方を含む）への注意事項**

1日あたりの勤務の短縮時間により、指数認定が変わります。

- ・1日8時間以上の勤務 ⇒ 短縮後の拘束時間が5時間45分以上であれば、本来の勤務時間で認定
- ・1日8時間未満の勤務 ⇒ 2時間以内の短縮であれば、本来の勤務時間で認定
- 上記以外の短時間勤務 ⇒ 短縮した後の勤務時間で認定

※勤務日数が減る場合は、勤務時間にかかわらず短縮された勤務日数で指数認定をします。

※育児短時間勤務等の制度を利用せず、勤務時間を短縮した場合は短縮後の勤務時間で指数認定をします。

詳細は、「別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方」(P.60)をご確認ください。

**4 区外の保育園の申請または区外からの申請について**

**●品川区外の認可保育園等に申請する方の手続き方法**

下表の提出期限より後に提出し、申請先市区町村での受付が間に合わなかった場合は責任を負いかねます。また、品川区から申請先市区町村へ申請書類を速達では発送していませんのでご注意ください。

(1) 申請先市区町村へ入園希望月の前月までに転出予定がある世帯

申請先	申請先市区町村の保育を担当する部署
必要書類	申請先市区町村所定様式
提出期限	申請先市区町村が定める申請締切日

※住民登録の異動後、転出先市区町村の保育を担当する部署で改めて手続きが必要です。手続き内容については、転出先市区町村へご確認ください。

(2) 申請先市区町村へ入園希望月の前月までに転出予定がない世帯

申請先	品川区保育入園調整課入園相談担当
必要書類	申請先市区町村所定様式
提出期限	申請先市区町村が定める申請締切日の10日前

※入園後、保育を必要とする要件の変更および退園等する際は、品川区にて手続きが必要です。

**●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方への注意事項**

各月の申請締切日時点で品川区外にお住まいの方については、下表のとおり申請を制限しています。また、海外からの申請は、入園希望月の前月までに品川区へ転入予定であれば、受け付けています。

入園希望月の前月までに品川区への転入予定	クラス	4月～9月	10月～2月
あり	0～5歳児	申請可能	
なし ※	0～3歳児	申請不可	保護者のいずれかが品川区在勤（自営業含む）・在学の方に限り、申請可能
	4～5歳児	申請可能	

※入園希望月の前月までに品川区へ転入予定がない世帯の求職活動を要件とする申請は受け付けていません。

必要書類は、「●令和8年4月以降の申請に必要な書類 (P.22～23)」を必ずご確認ください（すべて品川区書式でご提出ください）。

●品川区外から品川区の認可保育園等を利用申請する方の手続き方法

(1) 品川区へ入園希望月の前月までに転入予定がある世帯

申請先	品川区保育入園調整課入園相談担当
必要書類	品川区所定様式
提出期限	品川区が定める申請締切日（品川区必着）

※品川区が定める申請締切日については、「別表3 保育園入園申請スケジュール」(P.61)をご確認ください。

※転入予定がある方として入園内定した場合、入園月の前月末日までに品川区への転入（住民登録の異動含む）および品川区保育入園調整課入園相談担当にて手続きが必要です。手続きがない場合、いかなる場合であっても内定は取り消されます。

(2) 品川区へ入園希望月の前月までに転入予定がない世帯

申請先	現在お住まいの市区町村の保育を担当する部署
必要書類	品川区所定様式
提出期限	現在お住まいの市区町村の保育を担当する部署へご確認ください。 (品川区の申請締切日までに必要書類が品川区へ到着している必要があります。)

※転入予定がない方の選考については、優先順位を一番低いものとして取り扱います。

## 5 育児休業明け入園予約制度

区内にお住まいで、産後休業に引き続き児童が1歳になる誕生日の前日（もしくは前日以降）まで、育児休業法等の法律に基づく育児休業を取得後、育児休業前と同様の勤務に復職をする保護者の方が、復職月からの入園をあらかじめ申請できる制度です。申請人数が受入予定数を超えた場合は、利用調整（入園選考）をします。選考基準は、「保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.62～66）を準用します。ただし、調整指数の適用はありません。（減点項目は適用します。）

### (1) 実施保育園

区立保育園等35園（幼保一体施設、一部の園は対象外です。）

### (2) 申請締切日

児童の出生月の翌月末日（最終開庁日）

### (3) 申請方法

申請は、下記で受け付けています（FAX・メール不可）。

#### ① 郵送（簡易書留）受付

保育入園調整課入園相談担当あてに申請書類を送付してください。

郵送は、到着までにお時間がかかるため、余裕をもってご提出ください。簡易書留での手続き方法は、郵便局へお問い合わせください。

※簡易書留以外での郵送事故等、区で申請書類の到着が確認できない場合の責任は負いかねます。

「(4) 必要書類」を確認のうえ、書類の記入漏れおよび同封漏れがないよう申請書類を準備してください。

#### ② 保育入園調整課入園相談担当

※不足書類がある場合および書類の内容に不備がある場合は、入園選考の対象外となりますのでご了承ください。

※入園予約については、マイナポータルで受け付けていません。

### (4) 必要書類

① 育休明け入園予約申請書（保育入園調整課の窓口および品川区ホームページから取得できます。

区内認可保育園・郵送では配布していません。）

② 保育を必要とする状況を証明する書類（父母分）

例：就労証明書（常勤・パート・内職等で働いている場合※）

※親族の経営する会社に勤務する場合も含む。

就労証明書および就労を証明する書類（自営業・経営者・役員等の場合）

必要に応じて、上記書類以外でも提出していただく場合があります。

「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」（P.22～23）もご確認ください。

(5) 結果発表

入園を希望する年月によって、結果発表日が異なります。

【令和9年度0歳児クラス】

入園希望月	令和9年4～7月	令和9年8～11月	令和9年12月～令和10年3月
結果発表日	令和8年9月下旬	令和9年1月下旬	令和9年6月下旬

【令和10年度1歳児クラス】

入園希望月	令和10年4月～令和11年3月
結果発表日	令和9年6月下旬

**通常の入園申請と育児休業明け入園予約制度の申請を併願した方は、どちらか一方が先に内定した場合、もう一方の申請を、自動的に取り下げます。**

例①： 令和8年9月出産。育児休業を令和9年9月まで取得して入園したいが、入園が難しいと考え、令和9年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 10月末までに「入園予約制度」で令和9年9月入園を申請し、さらに締切日までに令和9年4月入園も申請します。1月下旬に入園予約制度の結果が発表されますが、内定しなかった場合は、その後に4月入園の結果を発表します。

例②： 令和8年12月出産。育児休業を令和9年12月まで取得して入園したいが、入園が難しいと考え、令和9年4月に育児休業を切り上げて入園を検討する場合。

⇒ 締切日までに令和9年4月の入園も申請し、さらに令和9年1月までに「入園予約制度」で令和9年12月入園を申請します。先に令和9年4月の入園結果が発表されるので、内定した場合は、令和9年12月の入園予約の申請が自動的に取下げになります。

## 6 区立保育園の大規模改修等と民営化について

区立保育園は昭和30～40年代に開設した保育園が多く、多くの施設が開設当初の建物を適宜改修し使用している状況です。全ての区立保育園において耐震改修工事が完了しているほか、定期的な修繕や必要に応じた改修工事を実施しているため、現段階で施設内の安全性は確保されており、日常保育をするうえで支障はありませんが、今後、老朽化が進むにつれて大規模改修・改築を実施する必要があります。保育園の園庭には仮設園舎を設置することが難しいため、近隣の区有地や既存施設の活用等により、園舎の大規模改修・改築を実施する計画としています。

また、品川区では、民間活力を活用し、保育の質・量の維持・向上を目指すため、区立保育園の民営化（運営業務委託・公私連携型保育所への移行）を進めています。現在、大規模改修および改築計画のある保育園、民営化を実施している保育園は以下のとおりです。本内容についてご理解、ご了承のうえ、保育園の利用申請をしてください。

### ◇大規模改修・改築の計画のある区立保育園

施設名	年 度						改修時の保育場所（仮設園の利用等）
	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	
東五反田保育園	改 築						令和8年7月から、旧第一日野小学校敷地内（西五反田6・6・18）の仮設園舎を使用予定
西五反田保育園				改 築			令和11年度から、旧第一日野小学校敷地内の仮設園舎を使用予定

※大規模改修・改築時は仮園舎で保育します。

※各保育園等で実施した大規模改修等の説明会Q & Aは、品川区ホームページに掲載しています。

※上記施設以外にも、移転を伴わない改修工事をする保育園があります。

※工事時期については、変更になる場合があります。

※西五反田保育園については、改築後、民営化を視野に入れて検討していきます。

### ◇民営化（運営業務委託）実施園

施設名	開始年度	事業者名（令和8年度）
八潮北保育園	令和4年4月	社会福祉法人 品川総合福祉センター
八潮西保育園	令和5年4月	株式会社日本保育サービス
一本橋保育園	令和6年4月	HITOWAキッズライフ株式会社
大井保育園	令和7年4月	株式会社アソシエ・インターナショナル

### ◇民営化（公私連携型保育所への移行）実施園

施設名	開始年度	事業者名（令和8年度）
三ツ木保育園	令和8年4月	ライクキッズ株式会社

※公私連携型保育所とは、区の保育理念を継承し、安定的な保育園運営を行えるよう区が関与する民設民営の施設です。

## II

# 認可保育施設の種類

品川区の認可保育施設には、様々な種類があります。  
ご検討の際には、各施設の内容をご理解・ご納得のうえ申請してください。

## 1 幼保一体施設・認定こども園・短時間保育室

### ●幼保一体施設

幼保一体施設とは、保育園と幼稚園を一体的に運営することで、充実した乳幼児教育に取り組んでいる施設です。

幼保一体施設には、「年齢区分型」と「並列型」の2種類があります。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立幼稚園案内」をご確認ください。

### 年齢区分型

- ・二葉すこやか園（二葉つぼみ保育園・二葉幼稚園）
- ・御殿山すこやか園（五反田第二保育園・御殿山幼稚園）

区立幼稚園 4～5歳児クラス
区立保育園 0～3歳児クラス

### 特長

保育園は3歳児クラスまでです。

4歳児クラスに進級する際に希望すれば、併設の幼稚園に入園することができます。

※二葉つぼみ保育園（短時間保育室）は二葉幼稚園への優先入園はできません。

### 並列型

- ・のびっこ園台場（台場保育園・台場幼稚園）
- ・第一日野すこやか園（西五反田第二保育園・第一日野幼稚園）
- ・平塚すこやか園（荏原西第二保育園・平塚幼稚園）
- ・八潮すこやか園（八潮南保育園・八潮わかば幼稚園）

区立保育園 0～5歳児クラス	区立幼稚園 4～5歳児クラス
-------------------	-------------------

### 特長

保育園は5歳児クラスまであり、4・5歳児クラスは幼稚園と一体的に運営しています。

※併設の幼稚園への優先入園はできません。

### ぷりすくーる西五反田

幼児教育施設 3～5歳児クラス
認可保育園 0～2歳児クラス

### 特長

ぷりすくーる西五反田の保育園部門は2歳児クラスまであり、3～5歳児クラスである幼児教育施設に入園するには別途、ぷりすくーる西五反田への申請が必要です。また、保育時間、保育料等の制度が保育園部門と異なりますので、ご了承のうえ申請してください。

詳細は、ぷりすくーる西五反田に直接、お問い合わせください。

### ●幼保一体施設の保育園を希望する方へ

各施設を見学するなど、必ず事前に内容を確認し、ご理解・ご納得のうえ申請してください。

なお、品川区立幼稚園は、品川区民であることが入園・在園の要件です。

また、預かり保育は、保護者が就労している場合等、必要と認められる在園児を対象に実施していません。時間、料金および定員は幼稚園ごとに異なります。

### ●区立認定こども園（幼児教育部門）

一本橋・北品川第二・五反田・旗の台保育園の4園は、4・5歳児クラスにおいて、保護者の就労を問わず短時間の保育を実施しています。なお、就労している場合は、基本保育時間を超えた預かり保育も実施しています。詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください。

#### (1) 実施園・定員

一本橋保育園、北品川第二保育園、五反田保育園、旗の台保育園（4・5歳児クラス各5名）

#### (2) 基本保育時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後2時まで

※土・日・祝日、年末年始、夏休みなどの長期休業期間があります。

#### (3) 費用

区立認定こども園の保育料は無償です。

預かり保育を利用する場合は、別途利用料がかかります。

#### (4) 預かり保育

時 間：午前7時30分から午後7時30分まで（基本保育時間を除く）

利用料：日額 750円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額1,150円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※預かり保育の利用は、保護者の就労等が条件です。

無償制度に該当する方の利用料は以下のとおりです。

日額 300円（午前7時30分から午後6時30分まで）

日額 700円（午前7時30分から午後7時30分まで）

※無償制度の利用料（減額分）の月額上限は最大11,300円までです。

※「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※私立認定こども園の預かり保育についての詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

## ●短時間就労対応型保育（短時間保育室）

短時間の保育を継続的に必要とする児童を対象とした短時間就労対応型保育を実施しています。

### (1) 実施園

伊藤保育園、荏原保育園、北品川第二保育園、二葉つぼみ保育園、南大井保育園

### (2) 定 員

1～3歳児クラス 各保育園で10名

### (3) 申請方法

「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の第8希望までの中に、「伊藤（短時間）」、「荏原（短時間）」、「北品川第二（短時間）」、「二葉つぼみ（短時間）」、「南大井（短時間）」と記載してください。

### (4) 申請できる方の要件

次の①・②両方に該当する方

①保育認定において短時間認定を受けること（標準時間認定の方は申請できません）

②午前9時から午後5時の開園時間内の送迎が可能であること

### (5) 保育時間

午前9時から午後5時のうち保育を必要とする時間（保育時間の延長は一切できません）

### (6) 利用調整（入園選考）

「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.62～66）等に基づき、利用者を決定します。

### (7) その他

短時間保育室は**3歳児クラスまで**です。4歳児クラス以降は他園への入園申請または幼稚園・認定こども園等への申請が必要です。「**二葉つぼみ保育園（短時間保育室）**」は、**二葉幼稚園への優先入園はありません。**

## 2 地域型保育事業

### (1) 家庭的保育事業

2歳児クラスまでの児童を対象に、定員5名以下の少人数で家庭的な雰囲気の中で保育する事業です。

### (2) 小規模保育事業

2歳児クラスまでの児童を対象に、定員6～19名と比較的小規模な環境で、家庭的保育事業に近い雰囲気の中で保育する事業です。

### (3) 事業所内保育事業

事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業です。

※現在品川区では実施していません。

### (4) 居宅訪問型保育事業

未就学児を対象に、障害・疾病等で個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅にて1対1で保育する事業です。

## 3 家庭的保育事業、小規模保育事業について

### ●申請から利用開始まで

#### (1) 「保育の必要性」の認定・利用申請

認定および利用申請方法・申請締切日・必要書類は認可保育園の申請と同様です。「●保育園等の利用の流れ」(P.18)、「●利用申請の方法」(P.19)および「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23)等をご確認ください。

すでに認可保育園の利用申請をしていて、地域型保育事業も希望する場合は、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」をご提出ください。

#### (2) 利用調整（入園選考）

希望者が受入可能数を超える場合には「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」(P.62～66)により利用者を決定します。

#### (3) 内定～利用開始

認可保育園の結果発表日に、文書で通知します。その後、保護者の方が事業者と面談し、双方合意のもと保育委託契約を結びます。利用開始は契約翌日からです。

※2歳児クラスまでのお預かりです。

※家庭的保育事業の利用を希望する場合は、短時間認定を受けることが必要です。標準時間認定の方は家庭的保育事業の申請はできません。

※保育園の運営上、特別支援児童（P.21 参照）の保育ができない場合があります。

※給食は各施設で提供しています。提供方法は外部搬入のお弁当、連携施設からの搬入、自園調理等になります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

### ●基本開園時間

#### (1) 家庭的保育事業

午前8時から午後6時まで

#### (2) 小規模保育事業

午前7時30分から午後6時30分まで

※延長保育の実施の有無および延長保育料については、直接、各施設にお問い合わせください。

なお、家庭的保育事業は短時間認定を受けた方（上記時間中8時間以内の利用）のみ在園できる施設ですが、最大で10時間（別途料金発生）まで利用できます。



### ●保育料

認可保育園と同様、第1子以降の保育料は無償です。

ただし、令和7年8月分以前の保育料、実費負担分（行事費用など）および延長保育料については、無償化の対象外です。

※料金は、直接施設にご確認ください。

※短時間認定の児童が、基本開園時間内で8時間を超えて利用する場合は、時間内延長保育料がかかります。（「●保育の必要時間について（P.16）」参照。）

料金は、直接施設にご確認ください。

また、品川区外在住で区内対象施設に在園している場合は、無償化の対象外となる可能性があります。詳細は、お住まいの自治体にご確認ください。

### ●家庭的保育事業 一覧

名称	所在地	連絡先	定員	対象クラス
内山 尚恵	西品川2丁目	3491-7359	5名	0～2歳児
林 とし子	南品川2丁目	6433-0701	5名	0～2歳児

### ●家庭的保育事業を利用する際の注意事項

家庭的保育事業者がやむを得ず休園する場合は、代替保育として、区立保育園での一時保育を実施することがあります。その際、事業者と保育園の間で保護者の勤務状況や児童の様子等、保育に必要な情報を共有します。なお、一時保育は午前7時30分から午後6時30分までの間で保育が必要な時間に限りまのでご了承ください。

※基本開園時間外の延長保育はしていません。

●小規模保育事業 一覧

名 称	所 在 地	事業者名・連絡先	定員(0~2歳児)	延長対応※1
ウィズブック保育園 大森海岸 ※2	南大井2-4-8	(株) アイ・エス・シー Tel. 050-1745-3800	15名	×
うみのくに保育園 なかのぶ ※3	戸越6-14-4	(株) 空のはね Tel. 6426-6516	19名	×
おうち保育園 おおいまち ※4	東大井6-11-9	NPO法人 フローレンス Tel. 3764-9223	11名	○
おうち保育園 ごたんだ ※4	東五反田2-16-2	NPO法人 フローレンス Tel. 6277-1563	11名	○
こどもヶ丘保育園 大井町園	大井1-48-9	(株) チャイルドビジョン Tel. 6809-9951	12名	×
サニーチャイルド とごし	平塚 1-13-9-101	坂本産業(株) Tel. 6426-1222	11名	×
サニーチャイルド にしおおい	二葉2-21-6	坂本産業(株) Tel. 6327-0584	11名	×
しいのみ保育園	南品川2-15-14	(福) あざみ会 Tel. 6433-1604	17名	×
チャイルドマインダー 荏原中延	中延2-5-10	NPO法人 家庭的保育支援協会 Tel. 6426-6510	9名	×
ナーサリーおひさま	旗の台5-14-4	(有) ワイアンドエム Tel. 6421-5978	12名	×
はぐはぐキッズ荏原町	中延5-6-9	はぐはぐキッズ(株) Tel. 6314-6560	12名	×
はぐはぐキッズ西大井	西大井2-4-6	はぐはぐキッズ(株) Tel. 6417-1748	12名	×
星のおうち大崎	大崎3-19-15	(株) 城南ナーサリー Tel. 6451-3520	19名	○
ミントリーフ西小山園 I・II ※5	小山6-8-13 1階	(株) グランドクロス Tel. 6426-7890	31名 (I:12名 II:19名)	○
めるへんキッズ戸越	豊町1-4-9	(株) めるへんキッズ Tel. 6426-7013	12名	×

※1 延長保育の利用料・対応時間・年齢等は、直接施設にお問い合わせください。

※2 入居建物の建替工事のため、令和10年3月まで仮設園舎で保育します。

※3 うみのくに保育園なかのぶは、令和9年3月末で閉園予定です。

閉園までに卒園可能なクラスを除いて新規入園の募集を停止しています。

※4 保護者の方の同意のもと、おうち保育園ごたんだまたはおうち保育園おおいまちにて土曜日の共同保育をする場合があります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。

※5 内定後にI・IIのいずれかに振分けます。

## ●連携施設について

家庭的保育事業・小規模保育事業は、保育内容の支援（園庭開放・合同保育の実施等）および3歳児クラス以降の受け皿等としての連携施設が確保されています。※1

**各小規模保育事業等の連携施設については、下記をご参照ください（連携施設は変更する場合があります）。**下記の小規模保育等に在園している児童が転園申請をする場合には、「認可保育園に在園している児童の転園申請」と同等に扱います。また、連携施設が複数ある場合は、必ずしも希望した連携施設に入園できるとは限りません。特定の連携施設に希望者が集中した場合は、「別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）」（P.62～66）で利用調整をします。

なお、品川区外に転出後、継続して小規模保育等に通園している場合や、品川区外から転入予定なく申請し、内定後継続して品川区外より通園している場合、連携施設へ進級できません。

小規模保育等（0～2歳児クラス）	連携施設（予定）（3～5歳児クラス）
内山 尚恵	ゆたか
林 とし子	東大井／北品川／ソラストひがしおおい さくらさくみらい東品川
ウィズブック保育園大森海岸	水神／大空と大地のなーさりい大森駅前園／キッズガーデン南大井／ポピンスナーサリースクール勝島
うみのくに保育園なかのふ ※2、3	西中延／東中延／南ゆたか／キッズラボ中延園／はぐはぐキッズこども園中延
おうち保育園おおいまち	大井／東大井／大井町えほん
おうち保育園ごたんだ	五反田／大崎ひまわり／Gakkenほいくえん 大崎／キッズガーデン（北品川・五反田駅前）
こどもヶ丘保育園大井町園	一本橋／大井倉田／二葉／あいのもり／しなおおコスモ
サニーチャイルドとごし	平塚／東戸越／ソラストえばら
サニーチャイルドにしおおい	伊藤／二葉つぼみ／キッズガーデン品川豊町
しいのみ保育園	東品川／アイ／さくらさくみらい北品川／くりのき／太陽の子南品川／どんぐり
チャイルドマインダー荏原中延	中延／西中延／チャイルドマインダー平塚荏原
ナーサリーおひさま ※2	西中延／旗の台／グローバルキッズ荏原町／空のはねこども園はたのだい
はぐはぐキッズ荏原町 ※2	源氏前／富士見台／キッズタウンにしおおい／ソラストなかのふ／このえ中延
はぐはぐキッズ西大井 ※2	滝王子／西大井／グローバルキッズ西大井園／西大井えほん
星のおうち大崎	西五反田第二／ソラストどうまゑ／こどもヶ丘保育園小山園／ポピンスナーサリースクール西五反田／まなびの森保育園大崎広小路
ミントリーフ西小山園Ⅰ・Ⅱ	清水台／ウィズブック保育園荏原／ウィズブック保育園武蔵小山パルズ／キッズガーデン品川洗足／ソラストむさしこやま／さくらさくみらい武蔵小山
めるへんキッズ戸越	西品川／ゆたか／キッズガーデン品川西五反田／そらのいろ

- ※1 例年9～10月頃に連携施設への進級にかかる選考をします。  
そのため、選考終了後に入園された2歳児クラスの児童については、入園時点で空きのある連携施設について、進級の意向を確認のうえ手続きをします。
- ※2 一部の私立幼稚園も連携施設となります。選考方法については、直接連携施設（幼稚園）へお問い合わせください。  
亀田幼稚園 優先枠のある園：うみのくに保育園なかのふ、はぐはぐキッズ荏原町、  
はぐはぐキッズ西大井  
荏原学園旭幼稚園 優先枠のある園：ナーサリーおひさま、はぐはぐキッズ荏原町
- ※3 うみのくに保育園なかのふは、令和9年4月1日に閉園（令和9年3月31日まで運営）する予定です。

## 4 居宅訪問型保育事業について

### ●申請要件

- ①品川区在住の児童で、保育認定を受けていること
  - ②未就学児であること
  - ③集団保育が困難であると認められること
- ※③については、特別支援保育審査会において判断します。

### ●対象児童

肢体不自由児、重症心身障害児等

口鼻腔吸引、経管栄養（経鼻栄養、胃ろう、腸ろう）、酸素等の医療的ケアを必要とする児童  
疾病等で認可保育園等に入園できない児童

事前審査において預かりが可能と判断された児童

※上記医療的ケア以外の児童（例：気管切開、人工呼吸器など）については、事業者までお問い合わせください。

### ●利用可能日・時間

利用可能時間：1日最大8時間

開園時間：午前8時から午後6時まで（月曜日～金曜日）

休園日：土曜日・日曜日・祝日・年末年始

※気管切開または人工呼吸器を使用している呼吸器系疾患のある児童については、保育時間が週12時間程度になる場合があります。（一例：1日3時間 X 週4日）。また、保育中にご家族の在宅をお願いする場合があります。児童の体調によりますので、詳しくは事業者までお問い合わせください。

### ●保育料

認可保育園と同様、第1子以降の保育料は無償です。

### ●居宅訪問型保育事業 事業者

名称	事業者	連絡先
障害児訪問保育アニー	NPO法人フローレンス	6811-0907

※利用を希望する場合、面接等の事前審査が必要です。

詳細は保育施設運営課保育・教育担当（特別支援）までご相談ください。

### Ⅲ

## 保育園に在園している方へ

### 1 保育園の預かり時間について

#### ●開園時間と保育時間（児童をお預かりする時間）

保育園の基本開園時間は月曜日から土曜日（祝日、年末年始は除く）の午前7時30分から午後6時30分までです。そのうち保育時間は、保育認定における「保育標準時間」（8時間超）と「保育短時間」（8時間以内）の区分と、保育を必要とする事由およびその内容により、個別に定めます。保育認定の時間は保育の必要時間を便宜的に8時間を目安として区分したものであり、**実際の保育時間は、各家庭の状況に応じて決まります**。就労の場合は、勤務時間+通勤時間が、児童をお預かりする保育時間です。

なお、短時間認定の児童の保育時間帯は、保育園により異なりますので、必ず「●短時間認定における保育時間について」（P.16）をご確認ください。

なお、延長夜間保育の詳細は、「㊦ 延長夜間保育について」（P.40）を参照してください。



#### ●入園当初のお預かりについて

品川区では、保護者の希望に応じて、入園した月の範囲内で一週間以内の慣らし保育を実施しています。詳細は入園内定後の面談で、保育園にご相談ください。

### 2 保育料について

認可保育園等に在園している0～2歳児クラスの児童の保育料については、これまで第2子以降は無償となっておりましたが、令和7年9月1日より、第1子の保育料も無償となりました。

これに伴い、認可保育園等に在園している全ての児童の保育料が無償となりました。

ただし、令和7年8月分以前の保育料、実費負担分（行事費用など）および延長夜間保育利用料については、無償化の対象外です。

また、品川区外在住で区内認可保育園等に在園している場合も、無償化の対象外となる可能性があります。

詳細は、お住まいの自治体にご確認ください。

### 3 延長夜間保育について

勤務時間の都合で、基本開園時間（午前7時30分～午後6時30分）を超えて保育が必要な場合に、延長夜間保育を実施しています。 ※短時間認定の方はご利用できません。

(1) 延長夜間保育等実施園数（令和8年4月時点予定）		区立	私立	区立民営
早朝延長	午前7時～午前7時30分	—	13園	—
	午前7時15分～午前7時30分	—	1園	—
	午前7時20分～午前7時30分	—	1園	—
延長保育	午後6時30分～午後7時30分	全園で実施		
夜間保育	午後7時30分～午後8時	—	15園	—
	午後7時30分～午後8時30分	6園	63園	1園
	午後7時30分～午後9時	—	1園	—
	午後7時30分～午後9時30分	—	—	—
	午後7時30分～午後10時	6園	—	—

※実施園については、「別表6 認可保育園一覧」（P.70～73）をご確認ください。

～延長夜間保育の時間区分～



#### (2) 申請方法

原則として、入園（内定）後、利用日までに事前の利用登録が必要です。「延長夜間保育等利用登録書」を記載し保育園へ提出後、園長との面談を実施します。なお、申請時に提出された「就労証明書」等で延長夜間保育を利用する理由・時間帯等が確認できない場合は、再度「就労証明書」等をご提出いただく場合があります。また、利用登録は毎年度更新が必要です。

#### (3) 利用料金

延長夜間保育を利用する場合は、別途利用料を各保育園にてお支払いください。

※私立保育園およびぷりすくーる西五反田は利用方法・利用料が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

※延長夜間保育利用料は第1子無償化の対象外となります。

◇延長夜間保育利用料一覧（区立保育園、ぷりすくーる西五反田を除く区立民営保育園）

階層	1時間以内	1時間～2時間以内	2時間～3時間30分以内
A、B	200円	400円	700円
C、D1～D3	240円	480円	840円
D4～D12	320円	640円	1,120円
D13～D25	400円	800円	1,400円

※階層については、P.66をご確認ください。

※標準時間認定の場合、月に児童1人につき10日以上利用した場合、11日目以降の延長夜間保育利用料は半額になります。（短時間認定の場合、半額の適用はありません。）

※短時間認定の児童が基本開園時間内で8時間以上利用した場合の時間内延長保育利用料は、延長夜間保育利用料の1時間以内の額が、1時間あたりの額になります。

※お迎えが延長・夜間保育の時間帯にかかった場合は、事前の利用申請がなくても利用料が発生します。

## 4 在園資格について

### ●入園後の家庭状況等の変更について

保育園入園後、ご家庭の状況に以下のような変更があった場合は、必ず保育園に「認定変更申請書兼 勤務に関する変更届（在園児用）」を提出してください。変更届は各保育園で配布しています。変更届以外にも書類提出が必要な場合があります。手続きが遅れた場合、過去に遡って認定変更手続きすることはできません。

**認定内容・必要量を変更する場合には、必ず前月20日までに、書面で届出をしてください。**

**なお、保育の認定内容・必要量については、保護者の就労等の要件により、世帯で決定しているため、兄弟姉妹2人以上在園している場合においても、兄弟姉妹それぞれで異なる認定内容・必要量で認定はしません。**

- ①認定申請内容（認定区分・保育の必要性の事由・保育必要量等）を変更するとき
- ②保護者の勤務先・勤務時間など、就労状況を変更したとき
- ③出産・育児に伴う休業を取得するとき
- ④住所・電話番号を変更したとき
- ⑤保護者を変更したとき
- ⑥世帯人員が増減したとき
- ⑦住民税申告済の方が修正申告したとき、住民税未申告の方が申告したとき
- ⑧その他、家庭の状況に変更があったとき

### ●在園資格の注意点

次の場合は、保育園の在園要件（資格）を満たしていないため、退園となりますので、ご注意ください。

- ①求職要件で入園した後、入園から2ヶ月以内に勤務を開始しない場合（保育園の基本開園時間内で月12日以上かつ1日あたり4時間以上目安の就労が必要）。
- ②就労要件で入園した後、退職等により新しい勤務先が2ヶ月以内に決まらない場合。
- ③保育を必要とする事由がなくなった場合。
- ④2ヶ月を超えて通園しない場合。

年に一度、在園資格を確認するため、書類の提出が必要です。  
また、ご家庭の状況については、必要に応じ、調査する場合があります。

### ●保育の実施停止について

保育園に在園している児童が傷病のため、やむを得ず長期にわたって登園できない場合、2ヶ月以内に限り、保育の実施を停止します。申請方法および必要書類については、保育園または保育入園調整課入園相談担当までお問い合わせください。

※保育の実施停止は、申請があった日の翌月から適用します。

**事後の申請は受付できないため、早めにご連絡・ご相談ください。**

※保育の実施停止期間中に1日でも保育園に登園する場合は、対象外となります。

※在園している児童本人の傷病以外のご事情（里帰り出産を含む）等による欠席は、保育の実施停止の対象外です。

※保育の実施停止期間を除き、2ヶ月を超えて登園しない場合は、退園となります。

### ●退園する場合の手続き方法

転居または家庭で保育が可能となったために退園する場合は、保育園に「退園届」を提出してください。「退園届」は、各保育園で配布しています。**品川区外に転出した翌月以降も同じ保育園の継続利用を希望する場合も、「退園届」の提出が必要です。**詳細は、下記「●区外転出後も通園を希望する場合」をご確認ください。

### ●区外転出後も通園を希望する場合

品川区外に転出した翌月以降も同じ保育園の継続利用を希望する場合は、下記の手続きが必要です。**住民登録を異動した月中に手続きが完了しない場合、継続利用ができない可能性がありますのでご注意ください。**

①在園している保育園へ退園届を提出する。

なお、退園理由については、「区外へ転出した翌月以降も継続利用を希望する」にチェックし、転出先住所を記載してください。

②住民登録の異動後に転出先市区町村の保育を担当する部署にて継続利用の手続きをする。

なお、市区町村によっては、継続利用を受け付けていない場合があります。

手続きの詳細は、転出先市区町村へ事前にご確認ください。

※品川区外に転出した翌月以降も品川区内の認可保育施設を継続利用される場合は、保育料無償化の対象外となる可能性があります。

詳細は、転出先の自治体にご確認ください。

## 5 保育園での持ち物・食事等について

保育園によって内容が異なります。詳細は各保育園にお問い合わせください。

### ●区立保育園での持ち物・食事等について

(1) 入園の際の持ち物

入園後に用意する物、また用意する時期については、保育園によって内容が異なりますので、入園内定後、各保育園での面接時に詳しく説明があります。**児童の全ての持ち物に、記名または別布で名前を縫い付けてください。**

(2) シーツ・布団について

午睡用布団・簡易ベッド・シーツ等をお貸しします。(保育園によって使用するものが異なります。) シーツ等は、指定された日に保護者が交換します。おもらし等でシーツが汚れてしまった場合は、ご家庭で洗濯してください。

(3) 保育園での食事について

栄養のバランスを考えた給食(昼食・おやつ)を提供しています。その他に、1・2歳児クラスには、午前のおやつとして牛乳を提供しています。0歳児クラスは発達に応じた食事(離乳食)、ミルクを提供しています。

延長保育を利用する場合は、利用時間に応じて補食を、夜間保育を利用する場合は夕食を提供しています。

また、冷凍母乳も対応しています。ご希望の方は、入園内定後、各園での面接時にご相談ください。**0歳保育を実施していない保育園の給食は、離乳完了期食から提供します。**

(4) 食物アレルギーのある児童の給食について

食物アレルギーのある児童に対して、医師の診断・指示に基づき、集団保育および集団給食において可能な範囲でアレルゲンを除去した給食を提供しています。

ただし、給食の範囲内で対応できない際は、お弁当の持参が必要になる場合があります。

入園内定後、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（品川区立保育園）を提出してください。保育園で面談を実施のうえ、対応を決定します。保育園給食での食物アレルギー対応については、各保育園または保育施設運営課栄養指導係へご相談ください。

(5) 保育園での与薬について

医師から児童に処方された薬は、医療機関または保護者が与えるものですので、保育園では児童に与薬することはできません。

ただし、慢性疾患など特定のやむを得ない事情がある場合のみ、所定の手続きをしたうえで、保育園職員が保護者に代わり与薬の協力をします。

# IV

## 子育て支援事業

### ●病児保育

保育園・幼稚園等に入所している生後6ヶ月から小学校就学前の児童が疾病のため集団保育が困難で、保護者が勤務等のため、家庭で保育ができない場合に児童を一時的にお預かりします。詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

#### (1) 実施機関

	実施機関	所在地	定員	事前登録	利用方法	連絡先	
医療機関併設型	病児保育室森のおうち (こどもの森クリニック)	上大崎3-3-1	7名	必要	予約状況を確認し、 <b>主治医</b> の診察を受け「病児保育医師連絡票」(品川区指定様式)を記載してもらいます。当日は、 <b>実施医療機関</b> で受診後に利用可能です。	5798-4141	
	病児保育キッズベル品川 (鈴の木こどもクリニック)	戸越1-3-1	4名			3786-0318	
	病児保育室そらいろ (東京品川病院)	東大井6-3-22	4名			3764-9390	
	病児保育室フラッグキッズ (旗の台内科・救急クリニック)	旗の台2-1-29	4名			6426-1889	
保育所併設型	病児保育室ソラストキッズケア (ソラストえばら保育園)	中延2-6-4	6名			予約状況を確認し、 <b>登録医療機関</b> の診察を受け「病児保育医師連絡票」(品川区指定様式)を記載してもらいます。当日は、 <b>登録医療機関</b> で受診後に利用可能です。	6421-6332
	太陽の子品川病児保育室 (太陽の子品川保育園)	南品川5-3-10	6名				6712-8757

※詳細は「品川区ホームページ」をご確認ください。

※電話でのお問い合わせは、午前8時30分～午後6時です。また、保育・診療中等は、電話に出られない場合があります。

#### (2) 申請方法

予約システムで空き状況を確認し、主治医の診察を受け「病児保育室医師連絡票」(品川区所定様式)を記載してもらいます。その後、予約システムから予約してください。

※予約システムの詳細は「品川区ホームページ」をご確認ください。

※キッズベル品川は電話で予約してください。

#### (3) 利用日

原則として1回の疾病につき7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日から金曜日まで(土・日・祝日、年末年始は除く)

(4) 保育時間

午前8時30分から午後6時までのうち、保育を必要とする時間

(5) 費用

児童1人につき1日2,000円（区外在住者は、児童1人につき1日5,000円）

※ミルク・お弁当・おやつ等の食事を持参してください。

※一部の世帯に対し、利用料の助成を実施しています。

※無償制度の対象となる場合があります。

●病後児保育

区内在住で、保育園・幼稚園等に入所している生後6ヶ月から小学校就学前の児童が疾病の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務等のため、家庭で保育ができない場合に、児童を一時的にお預かりします。

詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

(1) 実施園

（区立）清水台保育園、西大井保育園、西五反田保育園

（私立）どんぐり保育園

(2) 申請方法

予約システムで空き状況を確認し、主治医の診察を受け「病後児保育室医師連絡票」（品川区所定様式）を記載してもらいます。その後、予約システムから予約してください。

※予約システムの詳細は「品川区ホームページ」をご確認ください。

(3) 利用日

医師連絡票の発行日から7日間以内で、医師が必要と判断した期間の月曜日から土曜日まで（日・祝日、年末年始は除く）

(4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間

※どんぐり保育園のみ午前8時30分から午後6時まで

※延長保育はしていません。

(5) 費用

認可保育園の園児は無料。（その他の児童は1日2,000円）

※一部の世帯に対し、利用料の助成を実施しています。

※無償制度の対象となる場合があります。

## ●休日保育

区内在住で、休日（日曜・祝日）に保護者が就労のため保育できない児童をお預かりします。保育園に在園していない児童も利用できます。

詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。なお、**（私立）そのいろいろ保育園は申請方法・利用要件等が異なりますので、施設へ直接お問い合わせください（P.70～73）。**

### (1) 実施園

（区立）大井保育園、中延保育園

※大井保育園は、公設民営保育園です。

（運營業務委託業者は株式会社アソシエ・インターナショナルです。）

（私立）そのいろいろ保育園

### (2) 対 象

満4ヶ月から就学前までの健康な児童

### (3) 申請方法

所定の「就労証明書」をご用意のうえ、利用希望日1ヶ月前から3日前（土・日・祝日は除く）までに「品川区電子申請サービス」内「【保育施設運営課】休日保育受付申請」より申請してください。**大井保育園は、大井保育園のホームページから申請になります。詳細は「品川区ホームページ」をご確認ください。**

### (4) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間

※延長保育はしていません。

### (5) 費 用

児童1人につき1日2,000円

（ただし、保育認定または、施設等利用認定を受けている方は、一部を除き無料。）

## ●年末保育

区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない児童をお預かりします。保育園に在園していない児童も利用できます。

詳細は、保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

### (1) 実施園、実施日、受付期間、申請方法

詳細は、11月中に品川区ホームページ、広報紙でご案内します。

### (2) 対 象

満4ヶ月から就学前までの健康な児童

### (3) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間

※延長保育はしていません。

### (4) 費 用

児童1人につき1日2,000円

## ●一時保育

保護者が出産や疾病などのため、保育できない児童を一時的にお預かりします。詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

### (1) 実施園

(区立) 全園

(区立民営) ぷりすくーる西五反田を除く全園

※各園の在園児童の状況により受入れ可能な範囲で実施しています。

また、年度ごとに申請要件によって選択できる園が変わります。詳細は「一時保育のしおり」をご確認ください。

### (2) 定員

各園2名まで

### (3) 対象

生後4ヶ月から就学前までの集団保育可能な児童

※0歳児保育を実施していない保育園は、1歳児クラス以降の児童が利用できます。

※五反田第二保育園、二葉つぼみ保育園は、3歳児クラスまでの児童が利用できます。

### (4) 申請方法

利用希望月の1ヶ月前の月初から、出産で利用する場合は出産予定月の3ヶ月前の月初から申請できます。

電子による申請は「品川区電子申請サービス」内「【保育施設運営課】一時保育利用申請」から、電話による申請は保育施設運営課運営支援担当にお問い合わせください。

ただし、電子申請サービスで申請された方から優先して利用調整をします。

詳細は、品川区ホームページにある「一時保育のしおり」をご確認ください。

### (5) 利用日

利用開始日から2ヶ月以内で、必要な日のみ。(日・祝日、年末年始は除く)

※要件によって利用可能期間が異なるため、詳細は、「一時保育のしおり」をご確認ください。

### (6) 保育時間

午前7時30分から午後6時30分までのうち、保育を必要とする時間

※延長保育はしていません。

### (7) 利用料

児童1人につき1日2,000円

## ●令和8年度空きスペース利用型年間保育事業

入園が不承諾となった1歳児クラス(令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ)の児童をひがしやつやま保育園にてお預かりします。

### ●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

就労要件を問わずに、時間単位などで柔軟に保育所などを利用することができる制度です。

- (1) 実施施設  
認可保育園（私立、公設民営）、認証保育所、私立幼稚園など（一部の施設のみ）
- (2) 対象者  
保育所等に在園していない0歳6か月～2歳の子ども（満3歳に達した年度末まで）
- (3) 預かり時間  
月30時間まで
- (4) 費用  
区内施設を利用する場合無料（予定）。
- (5) その他  
事前に利用申請が必要になりますので、詳細は品川区ホームページをご確認ください。

### ●私立保育園等の一時預かり

私立保育園・私立認定こども園・地域型保育事業・認証保育所の一部でも一時預かりを実施しています。

申請方法・利用料等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

### ●ベビーシッター一時預かり利用支援

区内在住の0歳児から5歳児を対象に、都の認定事業者かつ区の求める要件を満たすベビーシッターを利用した場合に、利用料の一部を補助します。なお、障害児の場合は小学校6年生まで対象になります。

施設への在籍の有無は問わず、24時間365日、幅広い要件で利用できます。

事業者との契約は直接事業者へ、補助金の申請は㈱パーソナライズケア（電話：0120-212-115）

または保育入園調整課利用助成係へお問い合わせください。

### ●子育て交流ルーム

NPO法人が、短時間の保育・一時預かりをします。詳細は下記にお問い合わせください。

「品川宿おばちゃんち」 〒140-0001 品川区北品川2-19-6 Tel. 5463-6458

「昭和通りおばちゃんち」 〒142-0054 品川区西中延2-18-1 Tel. 5749-3212

### ●子育て体験事業

区内在住で保育園・幼稚園に通っていない就学前の児童と保護者・祖父母、または妊娠中の方等を対象に、区立保育園・区立幼稚園で随時実施する保育体験、子育て相談および園庭を開放しています。

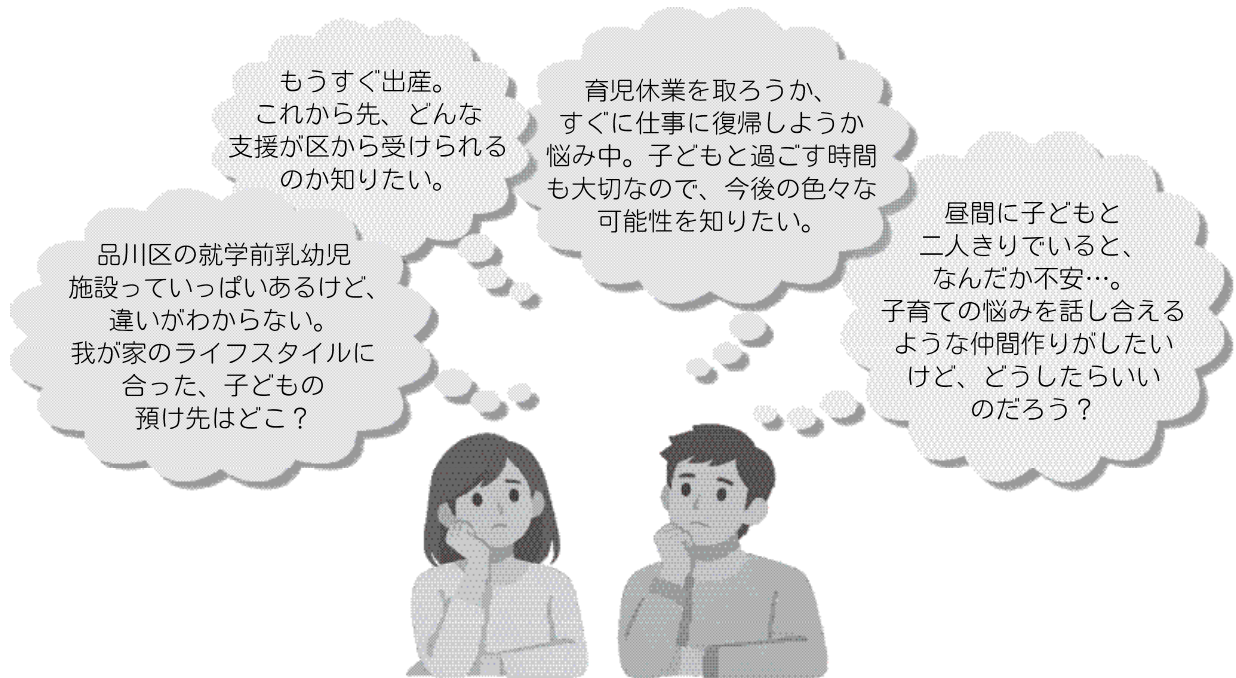
また、季節の行事等にも参加できます。品川区のホームページまたは広報紙の毎月15日号で実施内容を確認のうえ、希望園へ申請してください。詳細は、実施園もしくは保育施設運営課運営支援担当へお問い合わせください。

### ●栄養相談

区内在住で、就学前の乳幼児を養育している保護者を対象に、児童の食生活・栄養に関する相談を随時受け付けています。詳細は、保育施設運営課栄養指導係へお問い合わせください。

## ●しながわっ子 子育てかんがるープラン

保育施設運営課の子育て相談員が、妊娠中の方から小学校就学前までの児童の保護者を対象に、子育て相談を通して、子育て支援事業の紹介および情報提供をし、就学前の子育てプランを作成するお手伝いをします。



子育てに不安を抱えている、子育てをしながら仲間作りをしたい、幼稚園や保育園のことを知りたい等のさまざまなご相談に応じながら、保護者と一緒に、それぞれの家庭の子育てを考えます。

### (1) 場 所

品川区役所第二庁舎7階 保育施設運営課保育教育担当

相談は1組1時間程度です。電話やWebを利用しての相談も受け付けています。

### (2) 申請方法

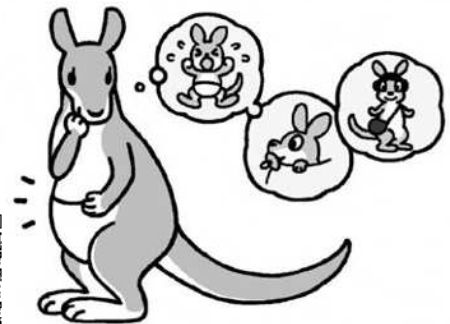
「品川区電子申請サービス」にてご予約ください。

(以下のQRコードから確認できます)

月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

### (3) 対 象

妊娠中の方から就学前までの児童のいる保護者



# V

## 認可外保育施設

認可外保育施設（認証保育所を含む）を利用する場合には、直接、保育施設に利用申請します。申請方法、保育内容、保育料等については、直接、保育施設にお問い合わせください。

### 1 認証保育所について

認証保育所とは、認可外保育施設のうち、東京都が定めた施設基準を満たした施設です。0～2歳児の乳児を中心としています。施設の運営には公費の助成があります。

### 2 その他の認可外保育施設について

認証保育所以外の認可外保育施設は、開設にあたり品川区に届出が必要な施設・事業です。施設や事業の詳細は、東京都や各自治体のホームページでご確認ください。

### 3 保育料助成について

品川区では、区内在住の就学前の児童が認可外保育施設（認証保育所、企業主導型保育事業含む）を利用する場合に保育料の一部が助成される制度があります。詳細は保育入園調整課利用助成係にお問い合わせください。

#### ●対象施設および助成月額

対象施設は、認可外保育施設のうち認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設、東京都認証保育所、公立の認可外保育施設です。

0～2歳児の場合、助成月額は80,000円、3～5歳児の場合、40,000円となります。なお、公立の認可外保育施設を利用している0～2歳児の住民税課税世帯の場合、助成月額は20,000円です。

※0～2歳児のうち住民税非課税世帯の場合は、38,000円です。

※3～5歳児および0～2歳児のうち住民税非課税世帯の場合、本助成に加えて要件を満たせば、施設等利用費の給付があります。（詳細は「**4**施設等利用費の支給について」をご確認ください。）  
なお、施設等利用費の給付は、企業主導型保育事業については対象外となります。

### 4 施設等利用費の支給について

幼児教育無償化の対象施設となっている認証保育所・認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）を利用する場合、保育の必要性が認められる要件を満たせば、施設等利用費の給付を受けられます。給付月額は、0～2歳児（非課税世帯のみ）は42,000円、3～5歳児は37,000円です。

## 5 ベビーシッター利用支援事業（ベビーシッター事業者連携型）について

0～5歳児の児童が保育施設の代替手段として東京都が認定するベビーシッター事業者を利用する場合、利用料の一部が負担軽減されます。負担軽減後の利用金額は、1時間当たり150円(税込)です（保育認定区分により、それぞれ月220時間(標準認定)、月160時間(短時間認定)の上限あり）。

助成対象者は、以下の全てを満たす必要があります。

- ・保育の必要性の認定を受けていること
- ・認可保育園または地域型保育事業の入園申請をし、不承諾となっていること
- ・産休中または育休中でないこと

このほかにも、助成を受けるためには一定の条件があります。詳細は、保育入園調整課利用助成係にお問い合わせください。

## 6 企業主導型保育事業について

企業主導型保育事業とは、多様な就労形態に対応するために、国からの運営費助成等を活用して一般事業主等が設置する認可外保育施設です。

区内施設の中で、地域枠（従業員以外の利用が可能な枠）のある施設は、下記のとおりです。

	企業主導型保育事業	所在地	設置者	連絡先
1	Ange Garden Nursery & School 荏原園	荏原4-7-3	(特非) 世界の文化交流協会	5751-7166
2	kidsroom にっしー西品川園	西品川2-18-11 2階	三輝(株)	6421-7166
3	キラママ保育園	東五反田4-7-20 5階	(株) DYM	6456-2960
4	KBCほいくえん大井町	二葉1-8-20	(株) 東急キッズベースキャンプ	6426-1315
5	けめともの家・キッズ西大井	西大井2-4-14	(株) ケアメイト	6303-8085
6	とごきしゅコスモ保育園	平塚2-11-1 1階	(株) コスモズ	3788-1414
7	戸越銀座 みんなの保育園	平塚3-3-9 1階	(医) 鳳優会	6426-6242
8	ともともらんど	東品川2-3-10 1階	(株) もりとも	6433-9137
9	ニチイキッズ目黒駅前保育園	上大崎4-4-2	(株) ニチイ学館	5436-6335
10	ネスインターナショナルスクール五反田校	西五反田7-10-4 1階	ネスグローバル(株)	6908-9076
11	パール保育園	豊町6-24-1 1階	(株) ジュエリーパウレット	6426-2823
12	保育所ちびっこランド大井町駅前園	大井4-10-3 1階	(同) 未来キッズ	6429-7300
13	まほうの保育園東大井	東大井4-7-9 1階	(株) HIROLINE	3471-7731

※地域枠の数および申請方法等、各施設の詳細は、直接上記連絡先にお問い合わせください。

※企業主導型保育事業の施設および事業内容等は、随時変更する場合があります。

## 7 品川区内認証保育所一覧

	認証保育所	所在地	連絡先
1	うみのくに保育園とごし	戸越1-19-18 エスト戸越2F	6426-2692
2	こくま保育園	旗の台2-7-17	3783-0880
3	さくら大崎保育園	大崎2-9-4 大崎ウエストシティータワーズ貢献施設棟	5745-5500
4	鮫洲かがやき保育園	東大井1-9-27 ミサワホームズ東大井1階	3450-8400
5	しながわがくどうえん	南品川2-7-7	6712-3085
6	小学館アカデミアトレ大井町保育園	大井1-1-1 アトレ2 3階	5718-3301
7	小学館アカデミアおおさき駅前保育園	大崎1-2-3 アートヴィレッジ大崎ビュータワー1階	5719-5595
8	小学館アカデミアむさしこやま保育園	小山3-27-5 武蔵小山創業支援センター2階・3階	5749-3755
9	太陽の子 東五反田保育園	東五反田1-6-3 いちご東五反田ビル1階	6721-9863
10	TK チルドレンズファーム東大井校	東大井3-18-13 PRIME NEXUS 立会川3階	5969-8992
11	パレット保育園・不動前	西五反田5-12-1	5719-1149
12	東大井かがやき保育園	東大井2-13-13 季美東大井2階	3298-0303
13	ひよこの家保育園	大崎4-6-3 ファミネス・ハイツ第2	5437-5536
14	BunBu 学院Jr 戸越園	戸越5-4-3 アズ品川202	6451-3655
15	ポピンズナーサリースクール東五反田	東五反田2-10-1 パークタワーグランスカイ2階	5475-2110
16	ポピンズナーサリースクール東品川	東品川4-12-12	5796-2103
17	ミアヘルサ保育園ゆらりん東品川	東品川3-7-10 ATG Park 東品川1階	6433-2822
18	めだか保育園	東大井3-22-2	3761-3477
19	ユニバース・ナーサリー大森	南大井6-28-10 新木ビル2階	6423-0756

### 【参考】

- ・全国保育サービス協会 Tel. 5363-7455 <http://www.acsa.jp/html/joining/>



- ・品川区のホームページから「認可外保育施設」の情報を取得することができます。

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-hoyou/kodomo-hoyou-hoikuen/20240920202057.html>



認可外保育施設への申請を検討される方は、必ず施設の見学等により保育内容をご確認ください。

## VI よくあるご質問

### ● 保育園について

#### Q<sub>1</sub> 認可保育園と認証保育所はどう違いますか？

A 認可保育園は、国（厚生労働省）が定めた設置基準（児童1人あたりの面積および保育士の職員数など）を満たしている、認可を受けた保育園のことです。

認証保育所とは、認可外保育施設のうち東京都が独自に定めた設置基準を満たし、認証を受けた保育園のことです。認可保育園の保育料は無償ですが、認証保育所の保育料は、年齢・利用時間によって施設ごとに定めています。

P.14・50～52 参照

#### Q<sub>2</sub> 認可保育園の中でも区立と私立、区立民営はどう違いますか？

A 区立保育園は区が設置し、区採用の保育士が保育をしています。

私立保育園は、社会福祉法人・民間事業所・個人が運営する保育園です。

区立民営保育園は、施設自体は区が設置していますが、運営は民間事業所に委託している保育園です。

三者ともに、国から認可を受けているため、基本的な保育内容に違いはありません。ただし、ぷりすくーる西五反田・私立保育園は、延長夜間保育利用料が区立保育園と異なるので、詳細は直接保育園にお問い合わせください（ぷりすくーる西五反田を除く区立民営保育園は区立保育園と同額です）。

P.30・70～73 参照

#### Q<sub>3</sub> 認定こども園ってなんですか？認可保育園とどう違いますか？

A 区立認定こども園は、4・5歳児クラスにおいて、保護者の就労を問わず短時間の保育を実施している保育園です。

幼児教育部門とは別に、保育部門も0～5歳児クラスまでであるため、保育部門に通う方については、他の認可保育園と大きな違いはありません（詳細は品川区ホームページおよび「品川区立認定こども園案内」をご確認ください）。

私立認定こども園も、短時間の保育を実施しています。詳細は、各保育園に直接お問い合わせください。

P.32 参照

#### Q<sub>4</sub> 保育園の見学はできますか？

A 見学できます。直接保育園に連絡をして、見学日・時間を保育園と相談してください。なお、場合によっては、すぐにご案内できないこともあります。

## 認可施設の申請について

### Q 5 申請は地域センターでできますか？

A 地域センターでは、入園申請を受け付けていません。電子申請（マイナポータル）、郵送（簡易書留）、保育入園調整課入園相談担当窓口にて受け付けています。  
詳細は「●利用申請の方法」（P.19）をご確認ください。

P.19 参照

### Q 6 入園相談の予約は必要ですか？

A 予約は必要ありません。  
ただし、予約を希望する方は11月を除き、一部予約専用の窓口も設けており、品川区のホームページから予約できます。  
なお、区の子育て支援事業の紹介および情報提供をし、保護者と一緒にご家庭の子育てを考える「子育てかんがるープラン」もあります。ご利用の際は、事前に「品川区電子申請サービス」にて予約が必要です。  
保育園・区立幼稚園の入園相談については、かんがるープランではなく、直接保育入園調整課入園相談担当へご相談ください。

P.49 参照

### Q 7 認可保育園と認可外保育施設（認証保育所含む）は、併願できますか？

A 併願できます。認可外保育施設は直接各保育園に申請してください。両方に内定が決まった場合は、いずれかの保育園をお選びください（両方に在園はできません）。

### Q 8 認可保育園だけでなく、家庭的・小規模保育事業も申請したいのですが、どのようにすればいいですか？

A 「保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書」の希望園の中に、認可保育園と家庭的・小規模保育事業を希望順に記載してください。

P.34～37 参照

### Q 9 ホームページに掲載の入園可能数が0となっても、申請はできますか？

A 申請できます。退園等の理由で急遽空きが発生する場合もあるので、空きの有無に関わらず通える範囲でお選びいただき、入園したい順番に第1希望の保育園から記載してください。なお、ホームページ掲載以降の最新の入園可能数については、回答していません。

### Q 10 育児休業中に申請はできますか？

A 申請できます。  
ただし、入園が決まった場合は、入園月中に就労を伴う復職をする必要があります。

P.20 参照

**Q 11 「保育標準時間」で認定された場合に、家庭的保育事業・短時間保育室の申請はできますか？**

**A** 申請できません。両施設とも、申請する場合には短時間認定に変更したうえで、申請をしてください。なお、家庭的保育事業の開園時間は午前8時から午後6時まで（8時間以上の保育に関して別途料金発生）、短時間保育室は午前9時から午後5時までです。

P.33～36 参照

**Q 12 品川区へ転入予定がある場合は、転入前から申請できますか？**

**A** 転入予定日の翌月以降の入園から申請ができます。必要書類は別途「●令和8年4月以降の申請に必要な書類」(P.22～23)をご確認ください。

P.22～23・26～27 参照

**Q 13 0歳児クラスは、生後何日以降から申請できますか？**

**A** 入園希望月の月初時点で、「認可保育園一覧」(P.70～73)のうち、「0歳児保育」欄の○印は生後57日、◎印は生後4か月を迎えている場合は、申請できます。  
早産児の場合は、保育施設運営課保育・教育担当（特別支援）へご相談ください。

**Q 14 1歳児クラスからの保育園は、1歳になったら申請できますか？**

**A** 1歳児園は、満1歳になって初めて迎える4月入園から申請できます。満1歳になってただちに申請できるわけではありません。

P.14・70～73 参照

**Q 15 子どもに疾病・障害がある場合、入園できますか？**

**A** 申請書の「児童の健康状況」欄にその旨を記載して、「心身状況報告書」(主治医作成)・「児童調査書」(保護者作成)等、児童の状況がわかる書類も添えて提出してください。児童を安全にお預かりするために、記載漏れのないよう、お願いします。入園の対象は、集団保育が可能な児童に限ります。「集団保育が困難」と判断された場合は、入園対象外となります。なお、後日面接を実施する場合があります。

家庭的保育事業・小規模保育事業については、運営上、保育できない場合があります。

P.21 参照

**Q 16 申請後に希望園の変更はできますか？**

**A** 変更できます。申請締切日までに、「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」を提出してください（電話・FAX・メール不可）。

提出方法は、「●利用申請の方法」(P.19)をご覧ください。

P.25 参照

**Q 17 申請後に就労内容等の状況が変更した場合、連絡の必要はありますか？**

**A** 「【申請児用】認定変更申請書 兼 保育所等利用希望変更申請書」および変更書類（就労証明書等）を締切日までに提出してください。なお、提出された書類と事実に相違があった際には、内定を取り消す場合があります。提出書類をご不明な場合は、保育入園調整課入園相談担当までご連絡ください。

P.25 参照

**Q** 18 入園できなかった場合は、毎月申請が必要ですか？

**A** 令和8年4月の入園を申請した場合、その申請は、申請取下げの希望がない限り、原則として令和9年2月入園まで有効です。ただし、就労証明書等は必要に応じ、再提出をお願いする場合があります。令和9年4月の入園希望をする場合は別途申請が必要です。

P.25 参照

**Q** 19 3月に入園することはできますか？

**A** 3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査をしていません（育児休業明け入園予約制度を除く）。

**Q** 20 転園申請し、内定が出た場合、内定の辞退はできますか？

**A** 元の保育園に残ることはできません（次に入園する方が決まっているため）。したがって転園内定を辞退すると退園になります。ただし、各月の締切日までに「【申請児用】認定変更申請書兼 保育所等利用希望変更申請書」のご提出があれば、転園申請を取り下げることができます（電子申請（マイナポータル）・郵送（簡易書留）可）。

P.20 参照

## 認可施設の利用調整（入園選考）について

**Q** 21 利用調整はどのように実施していますか？

**A** 申請書類等をもとに、基本指数・調整指数をつけ、合計指数が高い順に利用者を決定しています。同一指数の場合は、基本指数の高い順、基本指数も並んだ場合は、階層（区市町村民税所得割額）の低い順に決定しています。

P.62～66 参照

**Q** 22 勤務時間・日数が同じなら、正社員の方が入園選考で優先されますか？

**A** 雇用形態は利用調整に影響しません。

**Q** 23 入園は先着順ですか？相談回数および嘆願書は考慮されますか？

**A** 先着順ではありません。締切日までに申請のあった世帯から、保育の必要性に応じて優先度を決定します。相談回数および嘆願書は利用調整に影響しません。

P.62～66 参照

**Q 24** 希望順位および希望園の数は選考に影響しますか？

**A** 希望園は通える範囲で、通いたい順番に記載してください。希望していない保育園は選考しません。また、利用調整は保育の必要性に応じて実施するため、希望順位によって利用調整に有利・不利はありません。

ただし、複数の保育園に内定が出る指数の場合は、その中で最上位の希望園に内定されます。

P.20 参照

**Q 25** 自分の指数は何点ですか？

**A** 利用調整基準（選考基準）の不明点については回答できますが、結果発表日前に窓口・電話等で指数をお伝えすることはできません。

## 入園内定後について

**Q 26** 現在育児休業中です。保育園に入園が決まったら、いつまでに復職しなければいけませんか？

**A** 入園月中の復職および保育園の利用が必要です。  
※年次有給休暇等、実際に就労を伴わない復職は認められません。

**Q 27** 慣らし保育は実施していますか？

**A** 品川区では保護者の希望がある場合、入園した月の範囲内で一週間以内の慣らし保育を実施しています。詳細については入園内定後の面談で、保育園にご相談ください。

**Q 28** 内定を辞退するには、いつまでに手続きが必要ですか？

**A** 他の方の入園の機会を奪うこととなりますので速やかに「入園辞退届」を提出してください。「入園辞退届」を利用開始月以降に提出した場合は、登園の有無に関わらず、在籍扱いになります。

P.20 参照



## 参 考 資 料

別表 1 : 就労要件における指数認定の考え方

別表 2 : 育児短時間勤務等における指数認定の考え方

別表 3 : 保育園入園申請スケジュール

別表 4 : 保育所等利用調整基準 (選考基準)

別表 5 : 保育園の所在地

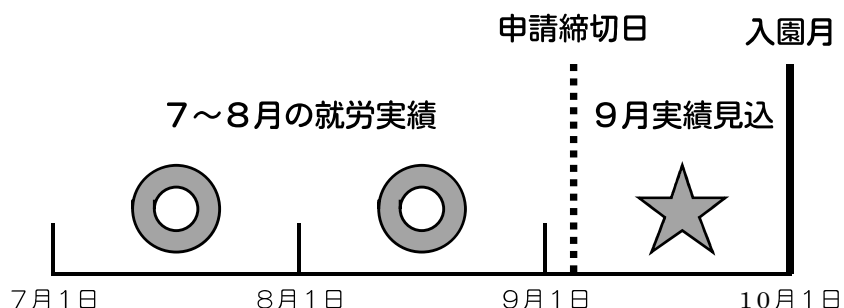
別表 6 : 認可保育園一覧



## 別表1 就労要件における指数認定の考え方

例) 10月入園申請における就労での指数認定

### 入園月までの直近3ヶ月の勤務状況(※)



※直近3ヶ月の勤務状況とは、就労証明書に記載された就労実績のほか、入園月までの雇用契約上(申告上)の実績の見込みを含みます。(見込みについては、証明書上の特段の記載は不要です。)

就労証明書に記載された就労実績のみにより指数を認定するのではなく、契約(申告)どおりの状況が入園月まで継続するものとして、指数を認定します。

#### 減点項目について

- ・就職し、7月中に勤務開始予定  
⇒勤務開始から入園月前月までの期間が3ヶ月(7月、8月、9月)のため、3ヶ月就労が継続しているとみなし、調整指数番号18の減点項目の対象外となります。
- ・就職し、8月中に勤務開始予定  
⇒勤務開始から入園月前月までの期間が2ヶ月のみ(8月、9月)のため、3ヶ月就労が継続しているとみなさず、調整指数番号18の減点項目の対象となります。

#### その他注意事項について

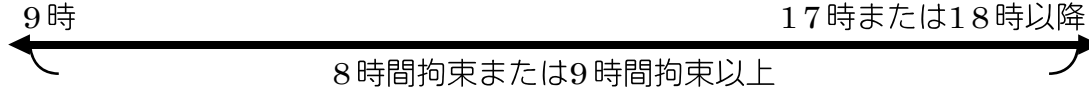
- ・指数認定については、雇用契約上(申告上)の勤務日数、時間が上限です。
- ・複数の勤務先がある場合については、合算して指数を認定します。ただし、すべての勤務先の就労証明書の提出が必要です。また、入園月に就労継続予定のない勤務先については考慮しません。
- ・妊娠に伴う体調不良または児童の看護等の理由で、雇用契約(申告)よりも勤務日数、時間が少ない場合は、その期間を除き、指数を認定します。
- ・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務状況をもとに指数を認定しますが、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内で指数を認定します。
- ・自営業・経営者・役員等の場合、前年分の確定申告書の写し等の就労実態を証明する書類の提出がない場合、書類不備として指数を認定します。
- ・就労証明書で入園月に月48時間以上就労する旨の証明がない場合、就労要件での指数認定はできません。書類不備として選考しますので、事前に勤務先と調整してください。

## 別表2 育児短時間勤務等における指数認定の考え方

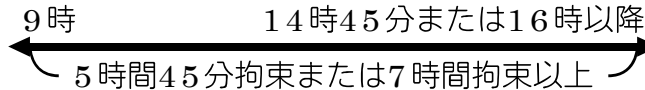
育児短時間勤務等は、1日2時間以内（もしくは拘束時間5時間45分を満たす）の取得であれば、本来の勤務実績で指数を認定します。

ただし、勤務日数が減る場合は、短縮後の日数で指数を認定します。

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



1日2時間以内（もしくは拘束時間5時間45分を満たす）の取得であるため、契約時間を上限として指数認定。

例①) 契約状況が20日/月、9時間/日で、時短を1日4時間取得する場合

⇒基本指数については20日/月、5時間/日のため「16」

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



時短の取得時間は2時間を超え、拘束時間も5時間45分を満たさないため、短縮後の日数・時間数で指数認定。

例②) 契約状況が20日/月、6時間/日で、時短を1日2時間取得する場合

⇒基本指数については20日/月、6時間/日のため「18」

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



本来の契約時間が6時間だが、時短の取得時間は2時間以内のため、雇用契約上の日数・時間数で指数認定。

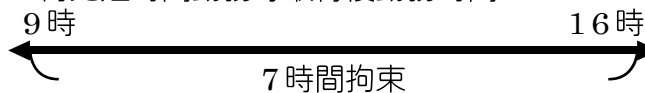
例③) 契約状況が20日/月、9時間/日で、時短を16日/月、1日2時間取得する場合

⇒基本指数については16日/月、9時間/日のため「18」

《雇用契約時間》



《育児短時間勤務等取得後勤務時間》



勤務日数が減る短縮だが、時短の取得時間は2時間以内のため、短縮後の日数・雇用契約上の時間数で指数認定。

## 別表3 保育園入園申請スケジュール

令和8年度入園選考予定

※日程は、都合より変更する場合がございます。

入園月	締切日	結果発表日	入園可能数公開予定日	
令和8年	5月	4月3日(金)	4月23日(木)	3月24日(火)
	6月	5月1日(金)	5月22日(金)	4月23日(木)
	7月	6月3日(水)	6月22日(月)	5月22日(金)
	8月	7月3日(金)	7月23日(木)	6月22日(月)
	9月	8月3日(月)	8月21日(金)	7月23日(木)
	10月	9月2日(水)	9月24日(木)	8月21日(金)
	11月	10月5日(月)	10月23日(金)	9月24日(木)
	12月	11月4日(水)	11月20日(金)	10月23日(金)
令和9年	1月	11月11日(水)	12月7日(月)	公開なし
	2月	11月11日(水)	12月21日(月)	公開なし

令和9年度入園選考予定

※日程は、都合より変更する場合がございます。

入園月	締切日	結果発表日	入園可能数公開予定日	
令和9年	4月1次	11月20日(金)	2月2日(火)	10月7日(水)
	4月2次	2月9日(火)	3月9日(火)	2月2日(火)

### 【注意事項】

- ・申請は2月入園審査まで有効です。(申請の取下げを希望した場合を除く)
- ・4月入園を希望する場合は改めて申請が必要です。  
例年、9月頃に入園申請書類等の新書式が公開され、10月中旬頃より入園申請を受け付けています。  
詳細は、9月頃公開するホームページをご確認ください。
- ・3月入園は4月入園スケジュールの都合上、審査していません。
- ・1月および2月入園の入園可能数はスケジュールの都合上、公開していません。
- ・申請書類含むすべての書類は園での提出・FAX・電子メールでは受け付けていません。
- ・品川区外の保育園を希望する場合は、申請先自治体の申請締切日を必ず確認してください。
- ・2月入園および4月1次入園のみ出生前の申請が可能です。  
詳細は「●出生前申請について」(P.19)を確認してください。
- ・利用調整結果は文書で通知します。結果通知は結果発表日に到着予定です。
- ・保育所等利用不可通知書は最初に申請した入園月以外は発送していません。  
発送を希望する場合は保育入園調整課入園相談担当へお問い合わせください。
- ・年度途中新規開設園の申請スケジュールは通常と異なります。

## 別表4 保育所等利用調整基準（選考基準）

### 基本指数

基本指数は保護者それぞれの状況に基づいて認定し、合算します。

同一指数の場合の優先順位は、①基本指数の高いもの ②階層（所得割額については100円単位まで算定）  
必要書類が未提出の場合、申請締切日までに提出のあった書類で保育認定・利用調整（入園選考）を実施し

番号	保護者の状況	細 目		指数
1	就労（外勤・自営） 勤務1ヶ月以上	月20日以上	週40時間以上の就労が常態	20
			週35時間以上の就労が常態	19
			週30時間以上の就労が常態	18
			週20時間以上の就労が常態	14
		月18日以上	週35時間以上の就労が常態	19
			週30時間以上の就労が常態	18
		月16日以上	週30時間以上の就労が常態	18
			週24時間以上の就労が常態	16
			週20時間以上の就労が常態	14
		月14日以上	週16時間以上の就労が常態	12
			週16時間以上の就労が常態	12
月12日以上	週24時間以上の就労が常態	16		
	週16時間以上の就労が常態	12		
		週12時間以上の就労が常態	10	
		上記のほか、勤務の態様から保育できないと認められる場合	8	
2	妊娠・出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合		8
3	疾病・負傷	入院	約3ヶ月程度の入院、もしくは入院が決定された場合	20
		自宅療養	重度の疾病または負傷により、保育が不可能な状態	20
			疾病または負傷により、安静を要するため、保育が困難な状態	18
			疾病または負傷により、保育が困難な状態	14
			疾病または負傷により、保育に一部支援を要する状態	12
			疾病または負傷があるも、保育が可能な状態	8
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2・3度		20
		身体障害者手帳3級、精神障害者手帳3級、愛の手帳4度		16
		身体障害者手帳4級		12
		身体障害者手帳5級以下		8
4	介護・看護※ （病院施設等への付添も含む）	介護・看護のため保育にあたることができない場合		8～20
5	災害	災害による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		20
6	就労内定 （起業準備）	月20日、週40時間以上の就労が内定している場合		12
		上記以外の就労が内定している場合		8
	求職活動	求職活動中		5
7	就学※	就学・技能習得のため、保育にあたることができない場合		8～20
8	不存在	死別・離別・行方不明・拘禁等		20
9	その他	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育にあたることができないと認められる場合（児童虐待・配偶者からの暴力を含む）		8～20

※「4 介護・看護」「7 就学」は、「1 就労」と同様に指数認定します。

●令和8年4月以降の申請に必要な書類についてはP.22～23を必ず確認してください。

の低いもの ③同居の祖父母のいないもの ④区内在住年数の長いものとし  
ます。

注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外勤・自営は、勤務開始から希望する入園月までの直近3ヶ月の勤務状況（※）により指数を認定します。 ※直近3ヶ月の勤務状況とは、就労証明書に記載された就労実績のほか、入園月までの雇用契約上（申告上）の実績の見込みを含みます。（見込みについては、就労証明書上の記載は不要です。） No7に記載された就労実績のみにより指数を認定するのではなく、契約（申告）どおりの状況が入園月まで継続するものとして、指数を認定します。</li> <li>・指数認定については、雇用契約上（申告上）の勤務日数、時間が上限です。</li> <li>・複数の勤務先がある場合については、合算して指数を認定します。ただし、すべての就労証明書の提出が必要です。また、入園月に就労継続予定のない勤務先については考慮しません。</li> <li>・妊娠に伴う体調不良または児童の看護等の理由で、雇用契約（申告）よりも勤務日数、時間が少ない場合は、その期間を除き、指数を認定します。</li> <li>・育児休業法等が適用される休職は、原則として休職前の勤務状況をもとに指数を認定しますが、育児休業を取得している会社に復職せずに転職する場合は、原則として就労内定で指数を認定します。</li> <li>・自営業・経営者・役員等の場合、前年分の確定申告書の写し等の就労実態を証明する書類の提出がない場合、書類不備として指数を認定します。</li> <li>・就労証明書で入園月に月48時間以上就労する旨の証明がない場合、就労要件での指数認定はできません。書類不備として選考しますので、事前に勤務先と調整してください。</li> </ul>
<p>入園希望月前後2ヶ月の間で出産予定がある、または出産した場合に適用になります。（申請する子を出産する場合を含む）</p>
<p>疾病等があり障害者手帳を保持している場合は、保育状況意見書と障害者手帳の写しの両方をご提出ください。どちらかの高い基本指数で指数を認定します。 また、提出のあった書類について状況確認をする場合があります。</p>
<p>介護状況申告書と介護対象者の状況が確認できる診断書、入院計画書、障害者手帳、介護保険被保険者証、ケアプラン（介護サービス計画書）等の写しを提出してください。 また、提出のあった書類について状況確認をする場合があります。</p>
<p>提出書類等については、別途お問い合わせください。</p>
<p>1ヶ月以内の前職等がなく、<b>入園月中に就労を開始する</b>場合、適用します。</p>
—
<p>学校教育法に規定された学校等に通学する場合、または公共の職業訓練校で職業訓練等を受講する場合は対象です。</p>
<p>左記に該当する場合、保護者の一方について不存在として指数を認定します。</p>
<p>提出書類等については、別途お問い合わせください。</p>

調整指数

種別における『世帯』に関する調整指数は、対象となる調整指数が保護者ともに該当する場合においても、なお、転入予定のない方については、調整指数が適用されません。

番号	調整指数の加減を適用する世帯の状況	指数	種別	適用有無	
				入園申請	転園申請
1	生活保護受給世帯	4	世帯	○	○
2	ひとり親世帯	6	世帯	○	○
3	ひとり親に準ずる世帯	4	世帯	○	○
4	世帯の生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき	6	世帯	○	○
5	兄弟姉妹で異なる品川区内認可保育園に在園しており、第1希望で同一品川区内認可保育園に転園申請する場合	1	個人	×	○
6	兄弟姉妹が品川区内認可保育園に在園している児童が、品川区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	3	個人	○	×
7	集団保育を必要とする障害児等で、特別支援保育審査会で認められた場合	4	個人	○	×
8	入所を希望する児童を定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業・連携施設未設定の地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を含む）・認可外保育施設等に預けている場合	2	個人	○	×
9	年齢上限のある品川区内認可保育園（品川学藝保育園・短時間保育室）を卒園する場合	2	個人	○	×
10	保護者が会社命令により単身赴任をしている場合	1	世帯	○	○
11	兄弟姉妹で同時に品川区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	1	個人	○	×
12	育児休業法等に基づく育休取得（1年以上）により、育休取得前に品川区内認可保育園を退園し、育休明けに再入園申請する場合（育児休業取得対象児童も加点対象）	4	個人	○	×
13	保護者が保育士等として保育園等に在籍している	1	世帯	○	○
14	保護者が障害者手帳を保持している場合	1	世帯	○	○
15	保護者が特定医療費（指定難病）受給者証を保持している場合	1	世帯	○	○
16	入所を希望する児童を閉園が決定した品川区内地域型保育事業に預けている場合	2	個人	○	○
17	多胎児が2人以上で同時に品川区内認可保育園・家庭的保育事業・小規模保育事業に入園申請する場合	2	個人	○	×
18	入園月時点で給与明細等で確認できる勤務状況が3ヶ月に満たない場合（1ヶ月以内の転職等を除く）	-1	世帯	○	○
19	正当な理由なく、保育料（品川区立幼稚園・品川区立認定こども園含む）を滞納している場合（卒園児・退園児も含む）	-10	世帯	○	○

●令和8年4月以降の申請に必要な書類についてはP.22～23を必ず確認してください。

重複して加点（減点）しません。

適用条件	注意事項
入園月において保護者のどちらかが生活保護を受けていること。	－
住民票が別であり、離婚が成立していること。	別居していない場合は、適用対象外です。 特段の理由（DV、失踪等）により、住民票を別にできない場合は、別途お問い合わせください。
住民票が別であり、離婚調停中、協議中等であること。	
生計を担う保護者が失業中であること。	求職活動要件にて申請する方が対象です。 自己都合による退職については、適用対象外です。
第1希望で同一園へ希望申請していること。	「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。
入園希望月に兄弟姉妹が品川区内認可保育園に在園していること。	「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。
提出のあった心身状況報告書（主治医作成）、児童調査書（保護者作成）等をもとに特別支援保育審査会にて、発達上集団保育がのぞましいと判断された児童。	品川区内認可保育園（ <b>居宅訪問型保育事業は除く</b> ）からの転園申請をしている児童は適用対象外です。
①預かり時間が月48時間以上であること。 （入園希望月の前月までに預ける予定を含む）  ②就労要件にて申請する場合は、 <b>入園希望月の前月</b> までに就労していること。 （入園希望月の前月までに就労する予定を含む）	・「連携施設未設定の地域型保育事業」は <b>連携施設未設定かつ年齢上限</b> のある地域型保育事業を指します。 ・「居宅訪問型保育事業」は、障害・疾病等で個別のケアが必要な児童について、自宅での保育を実施するものを指します。 ・「認可外保育施設等」は、都道府県に届出をしている認可外保育施設等（認証保育所、企業主導型保育事業、認可外居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を含む）を指します。 ※ <b>都道府県への届出の有無については直接施設にお問い合わせください。</b>
品川学藝保育園または短時間保育室を卒園する児童。	4月の入園選考においてのみ適用対象です。
入園月に単身赴任中である旨が就労証明書に記載されていること。 就労証明書に単身赴任の始期と終期の記載があること。	出張の場合、適用対象外です。自営業の方は、別途お問い合わせください。
品川区内認可保育園に在園していない児童を2名以上、同時に入園申請すること。	「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。
①品川区内認可保育園に在園しており、育児休業法に基づく育児休業を対象児童が1歳になる誕生日前日以降まで取得する。 ②育児休業取得開始月の月末までに、品川区内認可保育園に在園する児童が退園する。 ③退園した児童が、育児休業明けに再入園申請をする。	・「品川区内認可保育園」は、幼保一体施設、ぷりすくーる西五反田幼児教育施設、認定こども園・地域型保育事業を含みます。 ・育児休業取得開始月の月末を経過した後に、退園した場合は適用対象外です。
保育士資格証もしくは幼稚園教諭免許を保持し、保育施設等に在籍していること。	・「保育士等」は保育士、幼稚園教諭、保育教諭を含みます。 ・「保育園等」は保育園、幼稚園、認定こども園、保育園に準ずる保育施設を含みます。
身体障害者手帳、精神障害者手帳、愛の手帳を保持していること。	手帳を申請中の場合は、申請書の写し（受領印等があり、提出済みであることが確認できるもの）を提出してください。
特定医療費（指定難病）受給者証を保持していること。	特定医療費（指定難病）受給者証を申請中の場合は、申請書の写し（受領印等があり、提出済みであることが確認できるもの）を提出してください。
適用する期間は、閉園決定後、申請締切日を迎える前の入園選考から閉園月の入園選考までであること。	連携施設に進級できる場合は適用対象外です。
多胎児が2人以上で同時に入園申請すること。	多胎児（2人以上）と同時に入園申請をするきょうだいについても適用対象です。（転園申請は適用対象外）
勤務を開始した月から入園月まで3ヶ月未満であること。	①1ヶ月以内の転職等により、前職から通算して入園月まで、3ヶ月以上勤務している場合、適用対象外です。 ② <b>勤務開始月から入園月前月までの期間が3ヶ月の場合、適用対象外</b> です。
世帯で滞納保育料があること。	卒園した児童の滞納分についても対象です。

階層

階層は、保護者の区市町村民税所得割額に基づき決定します。8月までは前年度分、9月以降は当年度分区市町村民税所得割額に基づき決定します。

なお、区市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金特別控除、寄付金税額控除、配当控除等）が適用される前の税額です。

（令和7年9月1日施行）

単位：円

階層		区分		保育料（月額）			
				保育標準時間		保育短時間	
				保育園	小規模保育	保育園	小規模保育 家庭的保育
A	生活保護世帯						
B	区市町村民税 非課税世帯						
C1	区市町村民税 均等割のみの世帯						
C2	区市町村民税所得割額		5,000円未満の世帯				
C3		5,000円以上	48,700円未満の世帯				
D1		48,700円以上	50,500円未満の世帯				
D2		50,500円以上	59,800円未満の世帯				
D3		59,800円以上	68,500円未満の世帯				
D4		68,500円以上	88,600円未満の世帯				
D5		88,600円以上	108,600円未満の世帯				
D6		108,600円以上	128,500円未満の世帯				
D7		128,500円以上	148,600円未満の世帯				
D8		148,600円以上	171,600円未満の世帯				
D9		171,600円以上	204,900円未満の世帯				
D10		204,900円以上	228,800円未満の世帯				
D11		228,800円以上	252,900円未満の世帯				
D12		252,900円以上	276,800円未満の世帯				
D13		276,800円以上	300,800円未満の世帯				
D14		300,800円以上	322,000円未満の世帯				
D15		322,000円以上	338,000円未満の世帯				
D16		338,000円以上	354,000円未満の世帯				
D17		354,000円以上	370,000円未満の世帯				
D18		370,000円以上	440,200円未満の世帯				
D19		440,200円以上	500,200円未満の世帯				
D20		500,200円以上	560,200円未満の世帯				
D21		560,200円以上	665,000円未満の世帯				
D22		665,000円以上	772,600円未満の世帯				
D23		772,600円以上	887,500円未満の世帯				
D24	887,500円以上	1,031,300円未満の世帯					
D25		1,031,300円以上の世帯					

無償

※品川区内の認可施設では食材料費の保護者負担はありません。

※令和7年8月分以前の保育料、実費負担分（行事費用など）、延長夜間保育利用料については、無償の対象外です。

※住民税未申告または税資料（年間給与証明書・年間収入申告書等）の提出がなく税額の確認ができない場合は、区市町村民税所得割額1,031,300円以上の世帯（最高階層）と同様の階層認定をします。

memo



## 別表5 保育園の所在地

区立保育園		区立保育園		区立保育園	
1	伊藤	61	えがおの森保育園・かつしま	122	にじいろ保育園南大井
2	荏原	62	大井町えほん	123	西大井えほん
3	荏原西	63	大崎ここわ保育園	124	ニチキッズむさしこやま
4	荏原西第二	64	大崎ひまわり	125	認定こども園 こっこる
5	大井倉田	65	大空と大地のなーさりい 大森駅前園	126	はぐはぐキッズこども園中延
6	大崎	66	大空と大地のなーさりい 東五反田園	127	はぐはぐキッズ二葉
7	北品川	67	Gakkenこどもえん	128	花房山目黒駅前保育園333
8	北品川第二	68	Gakkenほいくえん 大崎	129	東戸越
9	源氏前	69	Gakkenほいくえん 旗の台	130	ふどうまえ
10	五反田	70	キッズガーデン北品川	131	ベネッセ大崎広小路
11	五反田第二	71	キッズガーデン五反田駅前	132	ほっぺるランド大井町
12	小山台	72	キッズガーデン品川上大崎	133	ほっぺるランド東五反田
13	品川	73	キッズガーデン品川洗足	134	ほっぺるランド東品川
14	清水台	74	キッズガーデン品川西五反田	135	ポピンズナーサリー スクール大井町
15	水神	75	キッズガーデン品川豊町	136	ポピンズナーサリー スクール勝島
16	台場	76	キッズガーデン西品川	137	ポピンズナーサリー スクール上大崎
17	滝王子	77	キッズガーデン南大井	138	ポピンズナーサリー スクール西五反田
18	中延	78	キッズタウンにしおおい	139	ポピンズナーサリー スクール目黒
19	中原	79	キッズラボ中延園	140	まなびの森保育園大崎広小路
20	西大井	80	クオリスキッズ大井町	141	まなびの森保育園品川シーサイド
21	西五反田	81	クオリスキッズ大井町第2	142	まなびの森保育園西大井
22	西五反田第二	82	くりのき	143	みずなら
23	西品川	83	グローバルキッズ荏原町	144	三ツ木
24	西中延	84	グローバルキッズ大崎園	145	緑の家
25	旗の台	85	グローバルキッズ立会川園	146	みどりの丘
26	東大井	86	グローバルキッズ戸越園	147	みらいく旗の台園
27	東五反田	87	グローバルキッズ中延園	148	みらいく東品川園
28	東品川	88	グローバルキッズ西大井園	149	みらいく東品川園
29	東中延	89	こどもヶ丘保育園小山園	150	モニカ荏原中延園
30	平塚	90	このえ中延	151	八潮中央
31	富士見台	91	さくらさくみらい北品川	152	ルーチェ保育園 南品川
32	二葉	92	さくらさくみらい御殿山	家庭的保育事業	
33	二葉つぼみ	93	さくらさくみらい品川シーサイド	153	内山 尚恵
34	南大井	94	さくらさくみらい東大井	154	林 とし子
35	南ゆたか	95	さくらさくみらい東品川	小規模保育事業	
36	八潮南	96	さくらさくみらい武蔵小山	155	ウィズブック保育園大森海岸 ※1
37	八ツ山	97	さんさん森の保育園大井町	156	うみのくに保育園なかのぶ ※2
38	ゆたか	98	さんさん森の保育園戸越公園	157	おうち保育園おおいまち
区立民営保育園		99	しなおおコスモ	158	おうち保育園ごたんだ
39	一本橋	100	品川学藝	159	こどもヶ丘保育園大井町園
40	大井	101	品川大和	160	サニーチャイルドとごし
41	ひがしやつやま	102	ソラストえばら	161	サニーチャイルドにしおおい
42	ぷりすくーる西五反田	103	ソラストおおいまち	162	しいのみ保育園
43	八潮北	104	ソラストなかのぶ	163	チャイルドマインダー荏原中延
44	八潮西	105	ソラストひがしおおい	164	ナーサリーおひさま
私立保育園		106	ソラストふどうまえ	165	はぐはぐキッズ荏原町
45	アイ	107	ソラストむさしこやま	166	はぐはぐキッズ西大井
46	AIAI NURSERY 大崎	108	そらのいろ	167	星のおうち大崎
47	あいのもり	109	空のはねこども園はたのだい	168	ミントリーフ西小山園Ⅰ・Ⅱ
48	青物横丁えほん	110	太陽の子西五反田	169	めるへんキッズ 戸越
49	アスク南大井	111	太陽の子品川		
50	アソシエ旗の台	112	たんぼぼ保育所東大井園		
51	アソシエ東大井公園	113	チャイルドマインダー小山台東		
52	アンジェリカはまかわ	114	チャイルドマインダー平塚荏原		
53	アンジェリカ東品川	115	TKチルドレンズファーム上大崎校		
54	石井こども園	116	とうかいどう		
55	インターナショナル不動前えほん保育園	117	とごしの杜		
56	ウィズブック保育園荏原	118	どんぐり		
57	ウィズブック保育園天王洲	119	なぎさ通り		
58	ウィズブック保育園西五反田	120	にじいろ保育園大崎		
59	ウィズブック保育園武蔵小山	121	にじいろ保育園勝島		
60	ウィズブック保育園武蔵小山パルズ				



※1：令和10年3月頃まで仮移転中  
 ※2：令和9年3月末閉園予定



- |      |             |
|------|-------------|
| ○の数字 | 0歳児(生後57日〜) |
| ◎の数字 | 0歳児(生後4ヶ月〜) |
| ●の数字 | 1歳児〜        |
| □の数字 | 0歳児〜2歳児     |

別表6 認可保育園一覧

区立保育園	短時間保育室	0歳保育	夜間	定員	所在地	連絡先	備考
1 伊藤	■	○		100	西大井6-13-1	3771-2211	
2 荏原	■			120	荏原2-16-18	3781-5331	
3 荏原西		○		100	荏原4-16-11	3783-6361	
4 荏原西第二		○		88	荏原4-5-22	3781-8917	幼保一体施設*3
5 大井倉田		○	★	110	大井4-11-8	3776-8539	
6 大崎		○	★	125	大崎5-2-1	3492-6265	
7 北品川		○	◆	78	北品川2-7-21	3471-4907	
8 北品川第二	■	○		94	北品川3-7-43	5781-3881	認定こども園
9 源氏前		○	★	113	中延4-14-19	3783-8744	
10 五反田		○	◆	102	東五反田2-15-6	3445-4534	認定こども園
11 五反田第二		○		50	北品川5-3-1	5795-1522	3歳児まで 幼保一体施設*3
12 小山台		○		93	小山台1-3-8	3710-4415	
13 品川		○	★	145	東大井5-8-12	3471-0506	
14 清水台		○		100	荏原7-8-3	3784-0519	
15 水神		○	◆	107	南大井6-2-15	3761-0321	
16 台場		○		116	東品川1-8-30	3472-8823	幼保一体施設*3
17 滝王子				79	大井5-18-1	3775-4861	
18 中延		○		126	西中延1-6-16	3784-3405	中延小学校に分園
19 中原		○	◆	96	小山1-4-1	3492-5188	
20 西大井		○	★	116	西大井1-1-1	3774-5315	
21 西五反田		○	◆	79	西五反田3-9-10	3493-0075	*1
22 西五反田第二		○		130	西五反田6-5-6	3493-7288	幼保一体施設*3
23 西品川		○		147	西品川3-16-35	3493-1333	三木小学校に分園
24 西中延				83	西中延3-8-5	3783-1856	
25 旗の台		○	◆	96	旗の台5-19-5	3784-1903	認定こども園
26 東大井		○		100	東大井1-22-16	3471-1190	
27 東五反田		○	★	78	東五反田5-24-1	3447-0663	*1
28 東品川		○		107	東品川1-34-9	3472-5805	
29 東中延				96	東中延2-5-10	3785-0418	
30 平塚		○		107	平塚2-2-3	3785-6770	
31 富士見台		○		120	西大井6-1-15	3785-7833	
32 二葉		○		62	二葉1-4-25	3782-6786	
33 二葉つぼみ	■	○		66	二葉1-3-40	3785-3423	3歳児まで 幼保一体施設*3
34 南大井	■	○		100	南大井3-7-4	3761-6543	
35 南ゆたか		○		107	豊町4-17-21	3781-3601	
36 八潮南		○		97	八潮5-6-32	3799-2424	幼保一体施設*3
37 八ツ山				63	東品川1-2-15	3472-4661	
38 ゆたか				70	豊町1-18-15	3786-0738	

区立民営保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
39 一本橋		○			80	大井2-25-1	3775-4351	認定こども園
40 大井					131	東大井6-14-16	3761-8798	
41 ひがしやつやま					20	北品川1-16-4	6712-9250	*4
42 ふりすくーる西五反田		○	◆		46	西五反田3-9-9	5759-8081	2歳児まで*6
43 八潮北		○			102	八潮5-1-3	3799-0531	
44 八潮西		○			100	八潮5-4-16	3799-0777	

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
45 ア イ	7:00	○	◇	●	60	東品川1-36-11	6712-1418	
46 AIAI NURSERY 大崎				●	60	大崎2-1-1 1F	6420-0589	
47 あいのもり	7:00	○			60	大井1-16-2	3772-7571	
48 青物横丁えほん		○	◆		80	東品川4-8-8 2F	6433-3012	
49 アスク南大井		○	◆	●	87	南大井6-22-7E館 1F	5767-9700	
50 アソシエ旗の台		○	◆	●	69	旗の台6-29-14	6421-5184	
51 アソシエ東大井公園		○	◆	●	69	東大井3-1-11	6423-1286	
52 アンジェリカはまかわ		○	◆		90	東大井3-18-2	6404-8447	
53 アンジェリカ東品川		○	◆		90	東品川4-8-8 1F	6433-3065	
54 石井こども園		◎	◆		99	小山2-6-15	3781-3666	認定こども園*7
55 イターナショナル不動前えほん		○	◆		70	西五反田3-12-12	6421-7621	
56 ウイズブック保育園荏原		○	◇	●	85	荏原6-12-15	6451-3480	
57 ウイズブック保育園 天王洲		○	◇	●	73	東品川2-5-5 1F 東品川2-2-20 1F	6671-9396	0・1・2歳児 3歳児以上
58 ウイズブック保育園 西五反田		○	◇	●	60	西五反田3-8-8	5747-9917	
59 ウイズブック保育園 武蔵小山		○	◇	●	60	小山4-4-7	6426-8763	
60 ウイズブック保育園 武蔵小山パルズ		○	◇	●	104	小山4-14-10	6451-3846	
61 えがの森保育園・ かつしま	7:00				60	勝島1-6-32	5493-3100	
62 大井町えほん		○	◆		73	東大井5-21-9	6450-0363	
63 大崎こころ保育園				●	60	大崎3-7-10	6698-9026	
64 大崎ひまわり	7:00	○	◇		70	大崎3-1-9	3495-7600	
65 大空と大地のなーさりい 大森駅前園		○	◆		80	南大井6-16-16	6450-0121	
66 大空と大地のなーさりい 東五反田園		○	◆		100	東五反田4-7-20	6459-3802	
67 Gakkenこどもえん		○	☆	●	60	西五反田2-11-8	6431-1300	認定こども園*7
68 Gakkenほいくえん 大崎		○	◆		80	大崎3-6-32	5436-8231	
69 Gakkenほいくえん 旗の台		○	◆		60	旗の台3-3-20	6451-3467	
70 キッズガーデン北品川		○	◆		90	北品川6-7-22	6721-6006	
71 キッズガーデン五反田駅前		○	◆		55	西五反田1-29-2	6417-3691	
72 キッズガーデン品川上大崎		○	◆		108	上大崎4-5-37	6431-9273	*8
73 キッズガーデン品川洗足		○	◆		70	小山7-11-6	6426-4084	
74 キッズガーデン品川西五反田		○	◆		80	西五反田8-10-21	6417-0327	
75 キッズガーデン品川豊町		○	◆		80	豊町5-13-15	6426-6371	
76 キッズガーデン西品川		○	◆		60	西品川2-22-2	6417-3733	
77 キッズガーデン南大井		○	◆		90	南大井6-26-2 B館1F	6423-0641	
78 キッズタウンにしおおい	7:20	○	◇	●	100	西大井2-5-21	5718-1332	
79 キッズラボ中延園		○		●	60	戸越6-15-5	6426-1731	
80 クオリスキッズ大井町		○	◆	●	60	大井3-17-11	6429-8344	
81 クオリスキッズ大井町第2		○	◆	●	60	大井3-26-7	5728-9871	
82 くりのき		○	◆	●	80	南品川4-1-11	6433-1358	
83 グローバルキッズ荏原町		○	◆	●	70	中延5-2-1	3788-0404	
84 グローバルキッズ大崎園		○	◆	●	60	北品川5-9-15	5423-5655	
85 グローバルキッズ立会川園			◆	●	58	南大井1-8-23	6423-0032	
86 グローバルキッズ戸越園		○	◆	●	60	戸越5-14-23	3786-0808	
87 グローバルキッズ中延園		○	◆	●	55	中延4-5-7	3788-1525	
88 グローバルキッズ西大井園		○	◆	●	86	西大井6-6-2	5742-8525	
89 こどもヶ丘保育園小山園		○		●	45	小山3-7-16	6426-7671	

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
90 このえ中延		○	◆		70	中延6-1-19	6451-3790	
91 さくらさくみらい北品川	7:00		◇	●	63	北品川1-28-10	6433-3578	
92 さくらさくみらい御殿山	7:00	○	◇	●	60	北品川3-6-1	6433-9393	
93 さくらさくみらい品川シーサイド	7:00	○	◇	●	73	東大井1-5-6	6712-3139	
94 さくらさくみらい東大井	7:00	○	◇	●	64	東大井2-11-4	6423-1900	
95 さくらさくみらい東品川	7:00	○	◇	●	70	東品川4-9-20	6810-4839	
96 さくらさくみらい武蔵小山	7:00	○	◇	●	70	荏原3-1-18	6451-3917	
97 さんさん森の保育園大井町		○	◆		97	南品川6-15-22	6712-1773	
98 さんさん森の保育園戸越公園		○	◆		81	豊町3-2-13 豊町4-2-5	6433-1919	0・1・2歳児 3歳児以上
99 しなおおコスモ	7:15	○	◇	●	65	大井1-31-1	3777-2323	
100 品川学藝		○			26	豊町2-16-12	5702-0034	2歳児まで
101 品川大和		◎		●	50	小山4-3-9	6426-7788	
102 ソラストえばら		○		●	100	中延2-6-4	6421-6311	
103 ソラストおおいまち		○		●	90	南品川6-3-4	6712-0791	
104 ソラストなかのぶ		○		●	69	二葉4-2-13	6421-5751	
105 ソラストひかしおおい		○		●	87	東大井1-3-6	6433-0777	
106 ソラストふどうまえ		○		●	78	西五反田5-6-38	6421-7961	
107 ソラストむさしこやま		○		●	70	小山5-9-16	6426-2825	
108 そらのいろ		○			73	西品川1-28-14	3784-7534	
109 空のはねこども園はたのだい		○		●	49	旗の台2-6-7	6426-2040	認定こども園*7
110 太陽の子西五反田		○	◆	●	55	西五反田7-19-1 2F	5747-9447	
111 太陽の子南品川		○	◆	●	70	南品川5-3-10	5715-7707	
112 たんぼぼ保育所東大井園		○	◆	●	63	東大井2-12-19 2F 東大井2-1-5 2F	3765-2511	0・1・2歳児 3歳児以上
113 チャイルドマインダー小山台東		○		●	73	小山台1-25-10	6303-4671	
114 チャイルドマインダー平塚荏原		○		●	71	平塚2-14-1	6426-1185	
115 TKチルドレンズファーム上大崎校		○	◆		33	上大崎3-14-35	5422-9798	
116 とうかいどう		○	◆		99	南品川1-2-11	5479-2201	
117 とごしの杜		○	◆		98	平塚2-18-19	5788-5757	
118 どんぐり		○	◆	●	99	南品川2-9-25	3471-1673	
119 なぎさ通り		○	◆	●	60	南品川2-15-6	3471-2317	
120 にじいろ保育園大崎	7:00	○	◆	●	60	大崎5-4-3	6417-0486	
121 にじいろ保育園勝島	7:00	○		●	92	勝島3-2-2 (区民公園内)	6450-0447	*5
122 にじいろ保育園南大井	7:00	○	◆	●	69	南大井1-16-6	6404-8875	
123 西大井えほん		○	◆		80	西大井6-7-1	6809-9421	
124 ニチイキッズむさしこやま		○	◆	●	30	小山3-15-1 3F	6421-5602	
125 認定こども園こっころ		○		●	60	西五反田3-1-3	5740-6971	認定こども園*7
126 はぐはぐキッズこども園中延		○		●	80	中延3-13-16	3783-8989	認定こども園*7
127 はぐはぐキッズ二葉		○		●	60	二葉4-3-8	3782-8989	
128 花房山目黒駅前保育園333		○			120	上大崎3-1-1	6721-7331	
129 東戸越		◎			70	戸越4-1-10	3781-5363	
130 ふどうまえ		○		●	59	西五反田4-11-18	3492-3872	
131 ベネッセ大崎広小路		○	◆	●	69	大崎4-1-2	5719-3893	
132 ほっぺるランド大井町		○	◆	●	80	南品川6-11-6	6712-1825	
133 ほっぺるランド東五反田		○	◆		50	東五反田1-2-25	6447-7545	

私立保育園	早朝	0歳保育	夜間	短時間固定	定員	所在地	連絡先	備考
134		○	◆	●	72	東品川3-25-9	6810-3670	
135		○	◆		57	二葉1-12-18	5751-2031	
136		○	◆	●	60	勝島1-6-5	5763-5748	
137		○	◆	●	90	上大崎3-13-14	6432-5791	認定こども園*7
138		○	◆	●	70	西五反田8-10-8	5436-2181	認定こども園*7
139		○	◆	●	60	西五反田3-4-10 2F	6420-0890	
140		○	◆		60	西五反田1-21-8	5434-1044	
141		○	◆	●	80	東品川4-11-36	6451-4505	
142		○	◆		100	西大井1-4-1 (西大井広場公園内)	3778-2223	*5
143		○	◆	●	70	東品川3-21-10	5781-3707	
144					80	西品川1-9-18	3491-8593	*2
145		○	◆		70	大井7-4-18	3776-4073	
146		○	◆		68	西大井4-19-11	6303-7091	
147		○	◆	●	60	旗の台3-2-9	6451-3461	
148		○	◆	●	60	東大井4-12-11	6810-3025	
149		○	◆	●	60	東品川3-26-21	6712-1577	
150		○		●	55	東中延1-6-2	6421-6740	
151		○			90	八潮5-10-60-101	3799-1152	
152		○		●	69	南品川2-4-7 1F 南品川5-5-2 1F	5460-5420	0・1・2歳児 3歳児以上

※「短時間保育室」欄に■印のある区立園は、短時間の就労等に対応した保育枠があります。(P.33参照)

※「0歳保育」欄の○印は生後57日以降、◎印は生後4ヶ月以降の0歳保育実施園です。

※「夜間」欄は夜間保育実施園です。無印(19時30分)、◇印(20時)、◆印(20時30分)、☆印(21時)、★印(22時)です。

※「短時間固定」欄に●印のある私立園は、短時間認定枠の保育時間が固定されています(P.17参照)。

※定員は、今後変更する場合があります。

\*1 対象施設は大規模改修・民営化を予定しています。詳細は「⑥区立保育園の大規模改修等と民営化について(P.30)」を確認してください。

\*2 「区立三ツ木保育園」は令和8年4月に、公私連携型保育所「三ツ木保育園」に移行しました。詳細は「⑥区立保育園の大規模改修等と民営化について(P.30)」を確認してください。

\*3 幼保一体施設の詳細はP.31~32を確認してください。

\*4 期限のある暫定施設です。運営期間は以下のとおり予定しています。閉園する際は在園児の受入先を確保します。ひがしやつやま保育園は令和5年4月より閉園までに卒園可能なクラスを除いて新規入園の募集を停止しています。施設の有効活用策として、空きスペース利用型年間保育事業を実施しています。(P.47参照)

番号	名称	受入開始	期間
41	ひがしやつやま	平成29(2017)年4月~	10年間

\*5 期限のある暫定施設です。運営期間は以下のとおり予定しています。閉園する際の在園児の取扱いについて今後事業者と調整していきます。

番号	名称	受入開始	期間	番号	名称	受入開始	期間
121	にじいろ保育園勝島	平成30(2018)年4月~	15年間	142	まなびの森保育園西大井	平成29(2017)年4月~	20年間

\*6 ぷりすくーる西五反田の3~5歳児クラスは幼児教育施設であり、保育時間・保育料等・制度が異なります。詳細は施設に確認してください。

\*7 私立認定こども園は入園後に保育園と直接契約書の取交わしが必要です。

\*8 キッズガーデン品川上大崎は毎年3月の第3土曜日に、建物内の電気設備年次点検が実施されることに伴い、全館停電となるため、この日は保育を実施することができません。あらかじめご了承のうえ、入園申請をしてください。

memo



# VII

## お問い合わせ先一覧

### 品川区 子ども未来部 保育入園調整課・保育施設運営課

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 (品川区役所 第二庁舎7階)

TEL 03-3777-1111 (品川区役所代表)

FAX 03-5742-6350 (保育入園調整課)

FAX 03-5742-9178 (保育施設運営課)

<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/> (品川区ホームページ)

お問い合わせ内容	お問い合わせ先	電話番号 (直通)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可保育園、認定こども園、地域型保育事業の申請</li> <li>・区立幼稚園の申請</li> <li>・認可保育園等の保育料</li> <li>・育児休業明け入園予約制度</li> <li>・空きスペース利用型年間保育事業の申請</li> </ul>	保育入園調整課 入園相談担当	5742-6725
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立保育園の民営化</li> <li>・区立保育園の大規模改修等計画</li> <li>・私立保育園等の開設</li> </ul>	保育入園調整課 保育施策推進担当	5742-6936
<ul style="list-style-type: none"> <li>・認可外保育施設保育料助成金制度 (認証保育所、企業主導型保育事業含む)</li> <li>・ベビーシッター利用支援事業</li> <li>・私立幼稚園補助金制度</li> </ul>	保育入園調整課 利用助成係	5742-6039
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設の指導検査</li> </ul>	保育入園調整課 指導検査担当	5742-6038
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立保育園、幼稚園の施設、運営内容</li> <li>・区立幼稚園の預かり方</li> <li>・休日保育、年末保育、病児保育 病後児保育、一時保育</li> <li>・子育て体験事業</li> </ul>	保育施設運営課 運営支援担当	5742-6724
<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立保育園、地域型保育事業、認証保育所の運営</li> <li>・乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)</li> </ul>	保育施設運営課 運営支援担当	5742-6723
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立保育園の給食 (食物アレルギー含む)</li> <li>・栄養相談</li> </ul>	保育施設運営課 栄養指導係	5742-6586
<ul style="list-style-type: none"> <li>・しながわっ子 子育てかんがるープラン</li> </ul>	保育施設運営課 保育・教育担当(研修)	5742-3087
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援保育に関すること</li> </ul>	保育施設運営課 保育・教育担当(特別支援)	5742-7857

認可保育施設の申請については、窓口が大変混み合います。  
電子申請（マイナポータル）または郵送（簡易書留）での申請をお願いいたします。



©2028 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. L664722